

令和4年度 出入国在留管理庁委託事業

諸外国における外国人の受入制度及び  
受入環境整備に係る調査・研究

報告書概要版

令和4年12月

EY 新日本有限責任監査法人



諸外国における外国人の受入制度及び受入環境整備に係る調査・研究 報告書概要版（令和4年12月）

|                                      | フランス  | ドイツ   | 英国   | 米国  | カナダ  |
|--------------------------------------|---|---|--|---|--|
| <b>1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況</b> |   |   |  |   |  |
| <b>1.1 受入れている外国人の現状</b>              |   |   |  |   |  |
| 総人口に占める割合                            | ・ 総人口に占める移民(定義:「フランスの国外で出生し、出生時に外国籍であったが、現在はフランスに居住している者」)の割合は10%。  | ・ 総人口に占める外国人(外国籍)の割合は13%。   | ・ 総人口に占める外国籍の割合は9%、外国出生者の割合は14%。   | ・ 総人口に占める外国出生者の割合は14%。  | ・ 総人口に占める外国出生者の割合は22%。   |
| 国籍・地域別の割合                            | ・ 移民の48%はアフリカ出身。国別で最多はアルジェリア。   | ・ 外国人の69%が欧州国籍。国別で最多はトルコ。   | ・ 外国籍のうちEEA諸国生まれは57%。  | ・ 外国出生者の50%はラテンアメリカ出身。  | ・ 外国出生者の48%は中東を含むアジア出身。  |
| 性別の割合                                | ・ 移民の52%が女性。  | ・ 外国人の53%が男性。   | ・ イングランドの非英国出生かつ非英国籍者の52%が女性。  | ・ 外国出生者の51%が女性。   | ・ 移民増加数の51%は男性。  |
| 年齢別の割合                               | ・ 移民の52%が25-54歳。  | ・ 外国人の49%が20-45歳未満。   | ・ 外国出生者の70%が26-64歳。  | ・ 外国出生者の37%が25-44歳。   | ・ 移民増加数の39%は25-34歳。  |
| 職種別の割合                               | ・ 移民の職種で最も多いのは従業員(一般的な企業の社員等)(30%)。   | ・ 25～65歳未満の「移民の背景を持つ人」(定義:「①ドイツ国籍の有無は問わず、ドイツ生まれではなく、かつ1950年以降に移住した人、②ドイツ人であって、両親のいずれかが①を満たす人」)の職種で最も多いのは勤務者(事務的労働)(55%)。                        | ・ 外国出生者の業種で最も多いのはヘルス&ソーシャルワーク(16%)。  | ・ 外国出生者の職種で最も多いのは経営、ビジネス、科学、芸術(34%)。  | ・ 全雇用者数に占める移民労働者の比率が高い業種は宿泊・飲食(35%)、金融・保険・不動産・リース(34%)、運輸・倉庫(33%)。   |
| 在留資格等別の割合                            | ・ 1年以上の在留資格者(2019年資格取得者)の在留理由で多いのは「家族のため」106,213人(41%)、「教育のため」64,262人(25%)、「人道的な理由のため」33,800人(13%)、「仕事のため」30,888人(12%)。 | ・ 外国人の在留資格別人口で多いのは「EU法の下での移動の自由の権利」5,206,430人(44%)、「有期滞在許可証」2,648,430人(22%)、「永住許可証」2,560,335人(22%)、「滞在許可証なし」921,600人(8%)、「滞在許可申請書」471,520人(5%)。 | ・ 入国時に使用された査証数(短期滞在含む)で多いのは「就学ビザ」471,802人(33%)、「観光ビザ」404,037人(31%)「就労ビザ」239,987人(18%)、「BNOビザ」75,961人(6%)、「EU Settlement Scheme 家族ビザ」59,254人(5%)。 | ・ 2021年の受入数で見ると、移民ビザで多いのは「米国市民の近親者」385,396人(52%)、「雇用に基づく優遇」193,338人(26%)、「家族に基づく優遇」65,690(9%)。非移民ビザで多いのは「観光ビザ等」9,055,378(66%)、「一時滞在労働者とその家族」1,843,944人(14%)、「ビジネス来訪者等」1,346,208(10%)。 | ・ 2020年の永住者の入国許可数における在留目的は「経済移民」106,422人(58%)、「家族滞在許可」49,290人(27%)、「難民・保護対象者」25,486人(14%)、「人道的目的・その他」3,408人(2%)。 |
| 賃金                                   | ・ 移民の年間平均給与はフランス国民よりも26%低い水準。   | (本調査では確認できなかった)   | ・ 英国国民の平均月間賃金は移民労働者よりも6.9%高い。  | ・ 16歳以上かつ収入がある外国人のうち26%が所得額75,000ドル以上だが、米国籍保有者と   | ・ 大卒者の移民の平均週間賃金はカナダ出生者の平均の87%。   |

|                      | フランス  | ドイツ  | 英国   | 米国   | カナダ  |
|----------------------|---|--|--|--|--|
|                      |   |  |  | 比較すると高所得者は少ない傾向にある。  |  |
| 1.2 関係法令             | <b>【主要な法令】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の入国・滞在および亡命の権利に関する法律</li> <li>2006年7月24日の移民と統合に関する法律</li> <li>2007年11月20日の管理された移民、亡命権、統合の成功のための法律</li> <li>2016年3月7日の外国人の権利に関する法律</li> <li>2018年9月10日の管理された移民、亡命権、統合の成功のための法律</li> </ul> | <b>【主要な法令】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住法</li> <li>連邦領域における外国人の滞在、経済活動及び統合に関する法律</li> <li>専門人材移民法</li> <li>外国人中央登録簿法</li> <li>統合法</li> <li>専門職資格の同等性の認定に関する法律</li> </ul>                         | <b>【主要な法令】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>英連邦移民法</li> <li>移民法（1971年）</li> <li>移民および亡命法（1999年）</li> <li>移民・亡命・国籍法（2006年）</li> <li>移民法（2014年）</li> <li>移民法（2016年）</li> <li>国籍・国境法（2022年）</li> <li>移民と社会保障調整（EU 離脱）法</li> </ul>   | <b>【主要な法令】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1924年移民法</li> <li>1952年移民及び国籍法</li> <li>1965年改正移民法</li> <li>1986年移民改革統制法</li> <li>1990年移民法</li> <li>1996年不法移民改正及び移民責任法</li> <li>1998年米国の競争力及び労働力改善法</li> <li>21世紀における米国の競争力法</li> <li>2004年H-1Bビザ改正法</li> <li>2009年米国人労働者を雇用する法</li> </ul> | <b>【主要な法令】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民権法</li> <li>移民・難民保護法</li> <li>社会保障協定</li> </ul>  |
| 1.3 関係機関             | <b>【主要な機関】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>フランス移民・統合局</li> <li>在仏外国人総局（DGEF）</li> <li>キャンパス・フランス</li> <li>欧州外務省</li> <li>経済・雇用・労働・連帯担当地域総局</li> <li>雇用センター</li> </ul>  | <b>【主要な機関】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦内務省</li> <li>連邦移民・難民庁（BAMF）</li> <li>連邦外務省</li> <li>連邦労働社会省</li> <li>閣労働税務監督局</li> <li>職業認定のための中央サービスセンター</li> <li>中央外国・専門職業仲介局</li> <li>外国人局</li> </ul> | <b>【主要な機関】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>内務省</li> <li>移住諮問委員会</li> <li>Office of the Immigration Services Commissioner (OISC)</li> <li>移民担当国務大臣</li> </ul> <b>【受入後の管理体制】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポンサービザに関することは「スポンサーシップ管理システム」を通じてスポンサー（雇用主または教育機関）が内務省ビザ・移民局に報告しなければならない。</li> </ul> | <b>【主要な機関】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土安全保障省</li> <li>労働省</li> <li>国務省</li> <li>保健福祉省</li> </ul>  | <b>【主要な機関】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>移民・難民・市民権省（IRCC）</li> <li>公安省</li> <li>雇用・社会開発省（ESDC）</li> <li>カナダ移民難民局（IRB）</li> <li>World Education Services</li> </ul>                          |
| 1.4 受け入れる外国人のカテゴリー   |   |  |  |  |  |
| ゴリー※<br>主な就労者向けカテゴリー | 高度・熟練 <ul style="list-style-type: none"> <li>人材パスポート</li> <li>従業員または派遣社員</li> <li>一般的な複数年滞在許可証</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツの大学の卒業者</li> <li>EUブルーカード保有者</li> <li>研究者</li> <li>高度資格労働者</li> <li>企業内転勤</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>シニアスペシャリスト</li> <li>グローバルタレント</li> <li>専門技術者</li> <li>医療・介護従事者</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>EB-1</li> <li>EB-2</li> <li>E-1貿易家</li> <li>H-1B高度な専門知識を必要とする分野での専門職</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>Global Talent Stream</li> <li>Federal Skilled Worker Program</li> <li>Federal Skilled Trades Program</li> <li>Canadian Experience Class</li> <li>アカデミア</li> </ul> |

|                 |                      | フランス  | ドイツ   | 英国  | 米国  | カナダ   |
|-----------------|----------------------|---|---|---|---|---|
|                 | 中程度・半熟練              | <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT に関連する業務に従事する社員</li> <li>季節労働者</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学術以外の職業資格を持つ者</li> <li>職業資格がない者</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>季節労働者ビザ</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>EB-3</li> <li>H-2A 一時的農業労働者</li> <li>H-2B 非農業系臨時労働者</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>季節農業労働者プログラム</li> <li>農業ストリーム</li> <li>ケアギバー</li> </ul>  |
|                 | 低度・非熟練               |   |   |   |   |   |
|                 | 高度・熟練カテゴリーで求められる主な基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>学位、収入等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>資格、教育(学位等)、職業経験、収入等</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>職務レベル(学位等)、語学、収入、資格等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学位、職業経験、職業ライセンス等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>収入、学位、職種、職業経験等</li> </ul>  |
|                 | 家族帯同の可否              | <ul style="list-style-type: none"> <li>季節労働者ビザは、家族帯同は不可。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本調査では確認できなかった)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>季節労働者ビザは、家族帯同は不可。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>H-2A 及び H-2B は、家族帯同は可。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業ストリーム及びケアギバーは、家族帯同は可。</li> </ul>   |
| 1.5 外国人受入に係る基準等 |                      | <p>【労働市場テスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方圏ごとに人手不足職種リストが定められている。</li> <li>県は統計情報により雇用の緊迫度を評価する。</li> <li>雇用主は公共の職業安定所に3週間の求人広告を出す必要がある。</li> </ul> <p>【受入人数枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職種等によって受入れ人数枠の設定等はしていない。</li> </ul> <p>【転職制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門職(人材パスポート)の場合、次の雇用主を見つけ申請をすれば転職ができる。一方、季節労働者等、短期の労働者の雇用主の変更は基本的には制限され、最低雇用期間(雇用主と従業員の間で自由に設定)により変わる。</li> </ul> | <p>【労働市場テスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第三国(EEA 諸国およびスイス以外)の外国人が就労を目的として滞在を希望する際、国内求職者の就労優先と保護を目的に労働市場テストに相当する「優先権審査」や当該外国人の労働条件(特に賃金)が、同等の専門技能を持つ国内労働者の労働条件と同等かという「同等性審査(比較性審査)」が実施される。</li> <li>ただし、「専門職移住法」に定義された専門職等では免除規定がある。</li> </ul> <p>【受入人数枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツに来ることができる熟練労働者の数に制限はない。</li> </ul> <p>【転職制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用が終了する場合は管轄の外国人当局に通知しなければならない。ただし、2年間の強制保険又は3年間の継続滞在等を条件として外国人の雇用に関連雇用庁の</li> </ul> | <p>【労働市場テスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門技術者ビザに関しては労働市場テストは課されない。一方、専門技術者ビザはポイント制により許可基準が定められているが、不足職種リストに掲載の職種の場合はポイントを得られる。</li> </ul> <p>【受入人数枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(本調査では確認できなかった)</li> </ul> <p>【転職制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門技術者ビザに関しては、転職(新たな雇用主となる場合)、異なる職種コードへの転職変更、不足職種リストに記載のある職を辞め、リストにない仕事へ転職する場合は、ビザの更新が必要。</li> </ul> | <p>【労働市場テスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>永住権保持者(EB-2 および EB-3)の雇用予定者は、雇用主が外国人従業員を働かせようとする地域の当該職種の標準給与で、当該職務を引き受ける能力、資格、意思を持つ応募者が米国内に存在しないこと、および、外国人労働者を雇用することで、同様に雇用されている米国人労働者の賃金や労働条件に悪影響が及ぶことはないことを確認する必要がある。</li> </ul> <p>【受入人数枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家族関係、雇用関係、多様性の三種類の移民ビザについては、数量的な制限がある。</li> </ul> <p>【転職制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の条件が満たされた場合にのみ、転職が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>申立先による雇用の申し出が継続中。</li> <li>適格請願書に基づいて提供された雇用と同一または類似の職業分類において、新規オファーを受けている。</li> </ul> </li> <li>申請者とその雇用予定者</li> </ul> | <p>【労働市場テスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人を雇用した場合のカナダ国内の労働者への影響を評価する「労働市場影響評価(LMIA)」が雇用・社会開発省により発行される。LMIA を必要としない労働許可証もあるが、一時的短期外国人労働者プログラム利用者は、必ず LMIA を取得する必要がある。</li> </ul> <p>【受入人数枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府は移民受入計画を策定し、受け入れる新永住者の目標値を定めている。</li> </ul> <p>【転職制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主指定の労働許可証を持っている人が転職を希望する場合、新しい雇用主のもとで新しい労働許可証を申請する必要がある。</li> </ul> |

|  | フランス  | ドイツ  | 英国   | 米国   | カナダ   |
|--|---|--|--|--|---|
|  |   | 許可は不要となる。  |  | は、申請者が合法的永住権を付与された後、一定期間内に、上記の継続または新規雇用オファーの下で雇用する意図を示す。   |   |
|  | <p><b>【永住権】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>永住許可証は10年の長期滞在許可証を更新する際に発行される。</li> </ul> <p><b>【帰化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰化の主要な要件は以下の通り</li> <li>フランスに居住していること、フランスへの利益(特に職業的利益)および家族関係の中心がフランスにあること。</li> <li>原則としてフランスに5年以上居住していること。</li> <li>原則として申請時に有効な滞在許可証があること。</li> <li>フランス語の十分な知識があること。</li> <li>フランスの歴史や文化など、フランス社会への同化を証明する必要がある。</li> <li>安定した十分な収入があること。</li> </ul> <p><b>【永住資格を喪失する要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし(無条件で更新可能)</li> </ul> | <p><b>【永住権】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「熟練専門家」の永住権の要件は以下の通り。</li> <li>滞在許可証を4年間保有。</li> <li>公的資金を使用せずに生活費をまかなうことができる。</li> <li>法定年金保険料または任意保険料を48か月分支払っている。</li> <li>申請者が資格を持っている、または資格に十分見合った仕事に就いている。</li> <li>ドイツ語の十分な知識、および法律や社会秩序、ドイツの生活様式に関する知識を有している。</li> <li>自分と家族のための十分な居住スペース。</li> </ul> <p><b>【帰化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰化の要件は以下の通り。</li> <li>身元と国籍が明確。</li> <li>合法的で通常の居住地が少なくとも8年間ドイツ国内。</li> <li>永住権に基づく帰化時の滞在権がある。</li> <li>自由で民主的な憲法秩序にコミットし、忠誠宣言を行う。</li> <li>独立した生計手段を持つ。</li> <li>以前の国籍を喪失または放棄した。</li> <li>刑事犯罪を理由に有罪判決を受けない。</li> </ul> | <p><b>【永住権】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「専門技術者ビザ」からの場合、以下が申請の要件。</li> <li>5年間の英国滞在を満了</li> <li>12か月のうち180日間を英国外で過ごしていない。</li> <li>複数のビザを所有していない。</li> <li>年収が25,600ポンド、1時間あたり10.10ポンド、または該当職種の実勢給与額のどれか高いものを満たしている。</li> <li>永住権を得た後も引き続き同じ職に就き給与要件を満たしていること(雇用主からの文書が必要)。</li> <li>18歳から64歳の場合、英国生活に関する十分な知識と十分な英語力を有していることを証明する試験を受ける。</li> </ul> <p><b>【帰化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰化には以下の条件をすべて満たす必要がある。永住権を保持している人は*が免除される。</li> <li>*: 必要な期間(原則5年間)合法的に英国に居住しており、長期に渡る海外滞在期間がない。</li> <li>申請資格期間の初日に英国に滞在していた。</li> <li>*: 申請日時時点で基本的に合法的に英国に滞在できる期間の制限を満たしており、少なくとも12か月間滞</li> </ul> | <p><b>【永住権】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「EB-3 熟練労働者、専門職、その他未熟練労働者」の場合、以下が許可基準</li> <li>請願書に、労働省から承認された個別の労働証明書を添付する。</li> <li>米国から正社員の求人。</li> <li>米国内で適格な労働者が得られない仕事を行うこと。</li> <li>熟練労働者の場合: 2年以上の職務経験、教育、または職務上の要件を満たす訓練を受けていること。</li> <li>プロフェッショナルの場合: 米国のバカロレア資格またはそれに相当する外国の学位を有すること。</li> <li>未熟練労働者の場合: 一時的または季節的性質を持たない未熟練労働(2年未満の訓練または経験を必要とする)を行う能力を証明すること。</li> </ul> <p><b>【帰化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰化の申請者の9割は以下の条件により申請している。</li> <li>18歳以上で、特別な事情がない</li> <li>永住権保持者としての期間: 5年</li> <li>継続的な滞在期間: 6か月以上米国を離れることなく5年間</li> <li>米国における実質的な滞在期間: 30か月</li> <li>州または USCIS 地区での</li> </ul> | <p><b>【永住権】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国での職務経験を持つ熟練労働者のための「Federal Skilled Worker Program」の場合、以下の条件を満たす必要がある</li> <li>英語またはフランス語の高い語学力(レベル7)。</li> <li>管理職、大学の学位を必要とする専門職、大学の卒業証書や実習を必要とする技術職に該当する職業である。</li> <li>過去10年以内に、特定の職業で1年間の継続的な実務経験がある。</li> </ul> <p><b>【帰化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰化の要件は以下の通り。</li> <li>永住権保持者である。</li> <li>過去5年間のうち少なくとも3年間(1,095日)カナダに居住している。</li> <li>税金申告している。</li> <li>市民権テストに合格している。</li> <li>英語またはフランス語の語学力を証明できる。</li> </ul> <p><b>【永住資格を喪失する要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>永住権を維持するには、過去5年間に少なくとも730日間カナダに滞在している必要がある(継続的でなくとも可)。</li> <li>以下の場合、永住者の資格を失う可能性がある。公式に決定が下されるまで自動的に永住権が失われることはな</li> </ul> |

|  | フランス | ドイツ  | 英国  | 米国  | カナダ  |
|--|------|--|---|---|--|
|  |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>適切なドイツ語スキルがある。</li> <li>ドイツの法的・社会的秩序と生活条件に関する知識がある。</li> <li>ドイツの生活様式への統合が保証されなければならない。</li> </ul> <p>【永住資格を喪失する要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の場合、永住権を失う可能性がある</li> <li>申請時に虚偽の情報または文書を提供した。</li> <li>公安または公共政策に対する重大な脅威とみなされる。</li> <li>6か月以上連続してドイツ国外に滞在している。</li> <li>EU加盟国への長期滞在許可を取得している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>在している。</li> <li>英国を将来の故郷とする。</li> <li>Life in the UK test に合格している。</li> <li>英語等の十分な知識を有していることを示す。</li> <li>人柄が良い。</li> </ul> <p>【永住資格を喪失する要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英国から強制送還された場合、永住権は失われる。</li> <li>次に当てはまる場合、永住権を取り消されることがある。</li> <li>強制送還の対象となるが、難民条約または欧州人権条約に基づく英国の義務などの法的理由により取り消しできない場合。</li> <li>海外での合計滞在期間を偽っていた場合。</li> <li>難民として永住権が与えられたが、難民でなくなった場合。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>滞在期間：3か月</li> <li>倫理観と良好な人格</li> <li>英語と公民の知識</li> <li>憲法への忠誠</li> </ul> <p>【永住資格を喪失する要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の場合、永住権を喪失する。</li> <li>移民審査官が最終的な退去命令を出した場合（悪質な犯罪など有罪判決を受けた者等）。</li> <li>永住権が条件付きで付与された場合、その後、条件を満たす際に詐欺行為があったことが判明した場合。</li> <li>意図的な永住権の放棄（米国外の長期滞在等）。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の結果、裁定者が永住者でないと決定した場合。</li> <li>自発的に永住者の資格を放棄した場合。</li> <li>退去命令が出された場合。</li> <li>カナダ国民へと帰化した場合。</li> </ul> |

## 2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等

|                              |  |  |   |   |  |
|------------------------------|--|--|---|---|--|
| 2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2006年7月24日の移民と統合に関する法律の成立により、国が必要とする移民を選別して受入れ、社会への同化や統合を目指す選択的移民政策に転換。</li> <li>2003年に導入された「共和国統合契約(CIR)」は外国人に対する市民教育、言語教育を推進することにより、外国人がフランス社会にとけこみ、フランス的な考え方を身につけることを目的としている。</li> <li>CIRは、所定の語学レベルに達したCIR署名者数の比率や、雇用センター等に登録したCIR署名者数の比率で評価される。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツの統合に関する国家行動計画は、連邦、州、地方の当局が他のパートナーと協力し、ドイツに住むすべての人が社会に貢献できるようにすることを確実にし、移民が新しい環境に足を踏み入れ、ドイツ語を学び、学校に通い、仕事を見つけられるように支援するものである。</li> <li>2021年に完成した新しい統合行動計画(NAP-I)は、外国人と新規移民にのみ適用される。NAP-Iの主な目的は、官民の協力のもと、移民を社会に統合することである。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年、EU離脱に伴いEU-英国間の移動の自由が終了。</li> <li>2021年には、合法移民と国境管理に関する新移民政策の戦略声明が発表された。</li> <li>同年、これらを議論するため、政府関係者や一般市民を巻き込んだ協議会が実施された。2022年には、新移民政策が策定された。本政策では、新ポイント制度の概要、目的別に英国に来るための手法(旅行・就労・就学など)、入国手続、不法移民に対する対応などに関して細かく記載されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人受入れに係る政策について、過去30年間、米国議会は合法的なビザ制度を改革・再構築するための新たな法案を通過させることができなかった。そのため、新しい政策の導入は、米国大統領による大統領令により行われてきた。</li> <li>オバマ政権は無許可で子供時代に親と国境を越えた人たちを強制送還から保護するため、国外退去の一時的な免除を与える大統領令を発表した。</li> <li>トランプ政権は、国土安全保障省に対して、国境の壁の計画と建設、収容施設の増設、非市民の拘束・排除の全国展開等を指示する大統領令等を発表した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「The 2022-23 Departmental Plan for IRCC」は、新型コロナウイルス感染症大流行からのカナダの経済復興を強化し、深刻な労働力不足に対処し、多様性を支援し、将来に向けてコミュニティを構築する目的の下、移民受け入れを推進するIRCCの計画である。</li> <li>移民・難民が経済的自立を果たし、労働力の増加に貢献するために設定された、IRCCの指標は、下記のとおりである。</li> <li>新規移民のうち、雇用されている人の割合</li> <li>移民・難民のうち、中所得</li> </ul> |
|------------------------------|--|--|---|---|--|

|                                   | フランス   | ドイツ  | 英国   | 米国  | カナダ   |
|-----------------------------------|--|--|--|---|---|
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年11月に開かれた出入国管理及び統合に関する省庁間委員会では、亡命や統合政策の改善のための20の取組内容が示された。</li> <li>内務省では、出入国管理及び統合に関する省庁間委員会での提言の内容を受けて、各県知事に対して難民を含む移民の統合政策のためのガイドラインを定めた。</li> </ul>   |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>バイデン政権は、外国人の統合、受け入れ、市民権取得を目的とした戦略の開発に焦点を当てた大統領令を発表した。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>者層以上の割合</li> <li>カナダの労働力人口に占める移民・難民の割合</li> </ul>  |
| 2.2 外国人受入れ及び受入れ環境整備に係る政策の検討・決定方法等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>出入国管理及び統合に関する省庁間委員会に続いて、統合政策の評価のための戦略的運営委員会では、専門家や移民の統合のために活動している団体の代表者も参加している。</li> <li>【二国間協定】</li> <li>EU加盟国にリヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェーを含めた欧州経済領域（EEA）の諸国やスイス、モナコ、アンドラ、サンマリノの国籍所持者は、フランス人と同様にフランス国内で就労することができる。</li> <li>2006年以降の二国間協定は、不法移民管理の有効性を高める政策的な道具としても、「選択的移民政策」の原則に則り締結されている。第三国との協定の内容は締結する国によって異なる。</li> <li>【大都市圏集中防止策】<br/>(本調査では確認できなかった)</li> <li>【仲介・マッチング機能】<br/>(本調査では確認できなかった)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>NAP-Iの策定にあたり、連邦政府は、州・地方公共団体、民間企業、市民社会、移民団体などと協力した。</li> <li>政界、メディア、移民団体、市民社会の代表者が集まる「全国統合サミット」が開催され、統合の課題に対処し、対話を通じて統合プロセスを改善する方法を探っている。</li> <li>【二国間協定】</li> <li>看護介護人材不足の解消に向けて、EU域外（主にフィリピン、チュニジア、ベトナム等）からの人材獲得を試みる「トリプル・ウィン・プロジェクト」が実施されている。</li> <li>西バルカン諸国出身者を対象に、正式な資格に関わらず、ドイツに入国して雇用を得ることができる「西バルカン・ルール」が、外国人労働力受入れの手法として利用されている。</li> <li>オーストラリア、イスラエル、日本、カナダ、韓国、ニュージーランド、英国、および米国の市民は、ビザなしでドイツに入国できる。ただ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2022年における新移民政策の策定にあたり、英国政府は策定内容をレビューするための協議会を開催した。この協議会には、政府関係者や、行政関係者だけでなく、一般市民も参加が可能であった。オンラインから策定内容に関してのアンケート調査へ回答することが可能であった。さらに内務省と法務省が連携し、対象となる利害関係者と共に個別のセッションを48回実施し、計画の詳細を議論した。一般市民とのフォーカスグループセッションも6回行われ、過去に難民や現代奴隷制度の被害を受けたことのある人を対象としたインタビューも実施された。</li> <li>【二国間協定】</li> <li>政府は二国間協定を活用し、高度技術人材の受け入れを促すとともに、亡命者や不法移民の排除を進めている。</li> <li>2021年にはインドとパートナーシップを、2022年にはルワンダと「移民・経済開発パートナーシップ」を締結している。</li> <li>【大都市圏集中防止策】</li> <li>スコットランドにおいて、地方や遠隔地への移住を促進する</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内政策協議会は、各省庁を招集し、難民を含む移民を歓迎し支援するための連邦政府の取組を調整し、州および地方の統合と包摂の取組を促進する。</li> <li>帰化を促進する国家戦略を策定するために、帰化促進に関する省庁間ワーキンググループ（帰化ワーキンググループ）を設けている。</li> <li>国土安全保障省市民権・移民サービス局（USCIS）は、様々な外部関係者向けのイベントを開催し、USCISのプログラムや政策について情報を共有し、フィードバックを得ている。また、USCISの活動、懸念事項、追加情報の要請などに関する意見を収集するための専用メールを開設し、満足度調査を代行する専門調査会社を雇用している。</li> <li>【二国間協定】</li> <li>税関・国境保安局は、オーストラリア、カナダなど17のパートナー国・地域と協定を結び、外国人の米国への入国を円滑にするための取組を行っている。</li> <li>【大都市圏集中防止策】<br/>(本調査では確認できなかった)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>カナダ政府は2022年に移民受入計画を策定し、2022年から2024年にかけて受け入れる移民数を定めている。この計画に先立ち、州・準州、関係団体、一般市民とIRCCの間で協議が行われた。議論にあたり、オンラインでのアンケート調査、地域ごとのタウンホールミーティング等が実施された。</li> <li>【二国間協定】</li> <li>カナダは欧州、英国、米国・メキシコ等と国際自由貿易協定（FTA）を結んでいる。</li> <li>FTAには、ビジネスパーソンの一時的な入国を相互的に促進するための規定が含まれており、FTAに基づき入国する者には、労働市場テストが免除される。</li> <li>【大都市圏集中防止策】</li> <li>カナダでは1990年代ごろから「州推薦プログラム」が州独自の労働需要に対応するため導入された。</li> <li>地域での人口流出を防ぐため、連邦政府と4つの州の連携による「アトランティックカナダ・移民パイロットプログラム」や、「地方及び北部移</li> </ul> |



|                 | フランス   | ドイツ   | 英国   | 米国   | カナダ   |
|-----------------|--|---|--|--|---|
|                 |  | <p>し、就職前に在留許可の申請が必要。</p> <p>【大都市圏集中防止策】<br/>(本調査では確認できなかった)</p> <p>【仲介・マッチング機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上述のトリプル・ウィン・プロジェクトでは連邦雇用庁が外国人労働者を選別・評価し、ドイツ国内の事業所での就労を斡旋する。</li> </ul> | <p>試験的なスキームが検討されている。</p> <p>【仲介・マッチング機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民は、民間の人材派遣会社や「ギャングマスター」と呼ばれる仲介業者を通じて、あるいは知人の紹介で採用されることが多い。ギャングマスターがサービスを提供するにはライセンスが必要であり、英国全土における労働搾取の防止、検出、対処を目的とした規制、法執行、コンプライアンス機関のギャングマスター労働違反防止局が監視している。</li> </ul> | <p>た)</p> <p>【仲介・マッチング機能】<br/>(本調査では確認できなかった)</p>  | <p>民パイロットプログラム」が導入されている。</p> <p>【仲介・マッチング機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジョブマッチングサービスが Job Match という政府が管理するウェブサイトにおいて提供されている。</li> <li>・ 「カレッジ」は、カナダの移民顧問やコンサルタントからサービスを利用する個人を保護するために、政府によって任命されている規制当局である。移民にサービスを提供する移民コンサルタントやエージェントは、カレッジに登録することが義務付けられており、カレッジからカナダ移民コンサルタントまたは留学生に特化したアドバイザーとして認定される必要がある。</li> </ul> |
| 2.3 政府内関係機関間の連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難民の受け入れと統合のための省庁間代表団 (DIAIR) では、難民がフランス語を習得し、健康や社会福祉、雇用、住居、訓練、教育、文化、権利へのアクセスを促進している。</li> <li>・ 宿泊施設と住宅へのアクセスに関する省庁間代表団は、外国人も含めた住宅がない人々の宿泊施設、住宅へのアクセス、住宅の保持に関する政策の立案・実施を担当し、ホームレスの人々の数を大幅に削減することを目指している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合能力の枠組み条件に関する連邦政府専門家委員会は、移民と統合の分野の幅広いテーマを扱っている。委員会は報告書を提出し、つながりを明確にし、統合についての社会的理解を訴えており、政治とすべての利害関係者が移民社会をよりよく形成する方法について勧告を行っている。</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民受け入れに関するの政策や方針を協議するため、政府の諮問機関である 移住諮問委員会 (MAC) によって会議が定期的に行われる。本会議は MAC 議長、MAC 事務局、ソーシャルケア専門家などが出席する</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 永住および期限付き滞在の資格取得に関わる行政機関としては、労働省、国土安全保障省、国務省がある。労働省が労働市場テストを実施し、国土安全保障省が入国、滞在の許可を行う。移民や帰化申請を処理する機能は、国土安全保障省の USCIS が担い、国境の規制や移民を取り締まる機能は国境・整備局が担う。</li> <li>・ 教育省では、移民や難民を対象とした英語教育プログラムと、これらの対象者の教育を支援するための助成金プログラムを実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民権・移民常任委員会は、IRCC と IRB を監督し、連邦の多文化主義政策のモニタリングを行っている。これらの各組織の運営体制、任務、管理状況などを調査し報告する。特に、法令、移民申請の滞留状況、プログラムや政策の目的、効果などを調査している。</li> </ul>  |
| 2.4 政府・他機関間の連携  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難民の受け入れと統合のための省庁間代表団が主導し、デジタルインクルージョンを促進する民間企業等の協同組合で</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連邦移民統合評議会は、自治体の統合・移住・外国人諮問委員会の州組織が全国的に統合したものであり、ドイツ</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロンドンにおいては、中央・地方政府、市民、地域社会などの関係者間が協力し、移民、難民、亡命者に関する主要課題への</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連邦政府が入国管理を管轄している一方で、入国後の支援について、多くの州では新米国人のための部門が設置されてお</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カナダ移民・難民局 (IRB) の諮問委員会 (IRBCC) は、専門的な知識や経験を持つ利害関係者と IRB の上級管</li> </ul>  |

|  | フランス  | ドイツ  | 英国  | 米国   | カナダ  |
|--|---|--|---|--|--|
|  | <p>ある MEDNUM が「難民の市民支援のプラットフォーム」(後述)を開発した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アソシエーション(市民団体)による集団活動への移民の参加等への支援を促進することが奨励されている。</li> </ul> | <p>における移住者のための政治的ロビー組織として、連邦レベルの関連組織と連携している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合と移住に関する専門家会議は、研究に基づいた政策アドバイスを提供する独立した機関である。その報告書は、統合と移民政策を担当する機関や一般市民の意見形成プロセスを支援することを目的としている。</li> </ul> | <p>取組を促進するために、London Strategic Migration Partnership という連携枠組みが形成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移民や難民支援に焦点を当てた NGO が多く存在しており、英国には、NGO や民間組織と連携し移民に対する支援やサポートを提供している自治体がある。</li> </ul>  | <p>り、移民や難民を対象に支援サービスが提供されている。</p>  | <p>理職が集まり、隔年で開催される。IRBCC の会議は、国および地域レベルで開催される。</p>   |
| 2.5 外国人との共生のために講じている施策                           |   |  |   |  |  |
| (1)外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育 | 導入教育  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランスに滞在する人の家族や難民、仕事でフランスに滞在し12か月以上フランスに滞在する外国人等は共和国統合契約を結ぶ必要があるが、同契約に基づき、フランスの文化や歴史等に関する市民教育と言語教育が行われる。無料で受講できる。</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合講習:「ドイツ語教育」と「市民教育」で構成される。ドイツ語教育の目的はCEFR B1 レベルの習得。市民教育では、仕事や職業、ショッピング、テレビ、幼児教育などの日常的なトピック、行政官庁への接し方、メールや手紙の書き方、面接、ドイツの法律、文化、歴史等を学ぶ。入国後に実施され、受講者の自己負担は1レッスンで2.20ユーロ(317円)。ドイツに長期滞在している外国人、EU 加盟国の国民、EEA 加盟国の国民、またはドイツ語の知識が十分でないドイツ人が対象。</li> </ul> | <p>(本調査では確認できなかった)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国への定住が承認された15歳以上のすべての難民を対象に、国に定住して新しい生活に適応するために必要な知識、技能、態度を習得する機会を提供するための文化オリエンテーションが実施されている。入国前及び入国後に実施。利用者負担は不明。</li> <li>・難民は、米国到着後5営業日以内に住居と身の安全に関するオリエンテーションを、到着後30日以内に他のトピックに関するオリエンテーションを受けることが義務付けられている</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移民統合プログラム: Federal Skilled Worker Program 及び州推薦プログラムの利用者およびその配偶者と扶養家族に対し、入国前のオリエンテーションを無料で提供している。</li> <li>・定住プログラム: 地域への定住と統合を目的に、言語スキル支援、コミュニティ内でのネットワーク構築支援などを行っている。IRCC 市民権・移民センターが、カナダ国内および国外での定住プログラムの実施に資金を提供。対象者は、永住権を持つカナダ在住外国人に加え、カナダ国外にいる難民および被保護者。利用者負担は不明。</li> </ul> |
|  | 言語教育  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HOPE: フランス語の強化や、労働力が不足している職業に関する職業訓練等を支援する難民対象のプログラム。利用者負担は不明。</li> <li>・PIAL: 共和国統合契約で課された学習への追加の言語トレーニング。16歳から25歳まで</li> </ul>                             |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語が第一言語ではない人のために ESOL (English Speakers of Other languages) コースを各地域で提供。入国後に受講する。2020年にはイングランド全土の30地域における ESOL 開催に510万ポンド(8億4660万円)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語の能力が十分でない移民、難民らに対する語学教育については、各州において16歳以上で、現在学校に通っていない、高校卒業資格を持たない、または雇用や経済的自立のために必要な知識や技能を持っていない人を対象とした中等</li> </ul>   |

|                           |      | フランス  | ドイツ   | 英国   | 米国   | カナダ   |
|---------------------------|------|---|---|--|--|---|
|                           |      | の若い非ヨーロッパ人の外国人が対象。利用者負担は不明。   |   | の予算が組み込まれた。利用者負担は不明。   | 教育レベル以下の教育機会を提供する成人教育・家庭識字法補助金プログラムが実施されている。入国後の取組であり、受講料を徴収する場合もある。   | ど、カナダでの生活に関する知識も学ぶことができる。市民権・移民センターにより資金提供を受け、各自治体に設置。  |
| (2)外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制 | 情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> <li>難民の市民支援のプラットフォーム：難民がフランス国内で受けることができるプログラムや研修等に関する情報を発信。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦移民難民局 (BAMF) のブックレット「ドイツへようこそ」は、ドイツに来てから最初のオリエンテーションやドイツ語の学習から教育や文化施設まで、ドイツでの生活のあらゆる側面に関する詳細な情報を一元的に掲載し、提供している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>移民向けのヘルスガイドがオンラインで提供されており、英語で閲覧が可能である。病院へのアクセス、歯科医療、ワクチン接種、婦人科、人身取引被害などに関する情報を得ることができる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>USCIS のウェブサイトである多言語リソースセンターでは市民権やグリーンカード、移民関連詐欺の回避方法等についての情報を多言語で提供している。</li> <li>教育省では、移民、難民等を対象に、教育に関する情報をまとめたウェブサイトを公開している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>新しく来た移民向けのガイドブックが市民権・移民センターによって公表されている。</li> </ul>   |
|                           | 相談体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法律へのアクセスのための部門協議会：各地域の裁判所が持つ公益法人で、外国人とその家族のための相談や情報提供を行う。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>成人移民のための移民アドバイスサービス (MBE)：住居、ドイツ語学習、学校、仕事、健康と家庭、子育てなどの疑問を解決するためのサポートとアドバイスを提供する。アプリを使ってチャットで相談できるサービスも開発されている。</li> <li>青年移民向けサービス (JMD)：12歳から27歳までの移民の背景を持つ若者を対象としたオンラインアドバイスサービス。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティに溶け込めない、仕事が見つからないなどの問題を抱えた移民や難民への支援は主に NGO により行われている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>国務省のウェブサイトでは、米国で働く一時滞在労働者の権利保護を目的としたホットライン (National Human Trafficking Hotline) を紹介している。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦政府 (ESDC) は、各州に行政窓口として「サービス・カナダ・オフィス」を構築しており、対面で社会保障番号の取得、福利厚生、就労・再雇用支援等、連邦の管轄する各種サービスを移民・難民が受けることができる。</li> </ul>   |
| (3)ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援  | 乳幼児期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業給付を含む家族手当を受けるには、申請書に記入し、身分証明書/パスポートと子供の身分証明書を提出する必要がある。親と子の両方がその国に居住していなければならない。フランスで出生していない非 EU 加盟国の子供には、家族再会の手続の枠組みで交付された健康診断書が必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>母親向けのドイツ語コース「ママ・レルント・ドイチュ・パパ・アウホ」：フランクフルト市で実施されている、児童の母親を対象にした基本的な語学のオリエンテーションであり、母親・家族、就学前を含む児童の統合政策の一環として実施。ドイツ語の習得によって、独立した学習への道を開き、子供にもよい影響を与えると同時に、母国語が異なる人同士の融和を</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>NHS (国民保険サービス) の移民利用者で、4歳以下の英国人の子供が1人以上おり、家族の手取り月収が408ポンド以下で、公的資金を請求できない場合、ヘルス・スタートと呼ばれる NHS のサービスを受けることができる。対象者には、国内の店頭で利用できるお金が入ったヘルス・スタート・カードが送られる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育省移民教育局では、移民の子供、若者、農業従事者、漁師、およびその家族の教育機会と学業の成功を向上させるため、移民大学支援プログラム、高校卒業資格プログラム等の助成プログラムを提供している。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満の外国人永住者には、カナダ児童手当 (CCB) が提供される。</li> <li>移民の新入生とその家族が学校や地域社会に慣れることを目的とした、学校を拠点としたアウトリーチ・プログラム Settlement Workers in Schools では、地域サービスの紹介、家族と学校の面談支援、言語サポート、新しく来た移民へのリーダーシップ研修の提供、相談支援、必要</li> </ul> |
|                           | 学齢期  |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>英国に居住する外国籍の子供は、通常、イングランドの公立</li> </ul>  |  |   |

|                    |      | フランス   | ドイツ  | 英国   | 米国  | カナダ   |
|--------------------|------|--|--|--|---|---|
|                    |      |  | 促進している。  | または私立学校に通う権利を有する。  |   | に応じて家庭訪問などを行っている。   |
|                    | 青壮年期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>若者の就職を支援する民間の団体である Misson Locale では、16歳から25歳までの若者を対象に、就職のための相談や研修等を行っており、外国人も利用できる。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦移民・難民庁では、仕事とキャリアに関する情報をウェブサイト（「ドイツで働く」）上で公開している。</li> <li>連邦雇用庁のウェブサイトは、求人掲示板、相談、職業紹介から財政支援、事業開始まで、さまざまなリソースを提供している。4～6か月のプログラム「若い難民のための視点」は、25歳未満の難民を対象に、職業訓練に備える支援である。「資格との統合」支援プログラム（IQ）は、専門的な統合とさらなる教育に関する情報とアドバイスを外国人に提供している。</li> <li>職業紹介所の職業情報センター（BIZ）では、ドイツで得られるさまざまな職業、それに伴う仕事、必要な資格について、多くの情報を提供し、適切な仕事、研修先、実習先を見つけるためのアドバイスや支援を行っている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>英国外で高等学校を卒業し、英国の大学学士課程へ進学を希望する場合、多くはファウンデーションコースと呼ばれる大学進学準備コースに通わなくてはならない。</li> <li>職務レベル3に相当する資格を持っていない人、持っても失業中または国の最低賃金以下の収入しかない場合、無料でスキルアップのための研修を受けることができる。研修は主に各地域の教育機関により実施されている。移民にも適用される。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>The National Farmworker Jobs Program (NFJP)：移民・季節労働者とその扶養家族に対する職業訓練制度として、全国規模で運営されており、地域の組織や公的機関に対して連邦労働省が助成金を提供している。移民・季節労働者が農業分野の仕事を獲得、維持、昇進するため、または新しいキャリアを始めるために必要なスキルの習得を支援する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ESDCは熟練労働者の労働市場への統合を支援するため、「外国人資格認定プログラム」を通じて、カナダにおける外国資格認定を支援するための資金を提供している。受給した州・準州政府や組織は、個人が他国で取得した国際的な資格や職務経験を評価するためのプログラムにこの資金を活用する。</li> </ul> |
|                    | 高齢期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>フランス人であれ外国人であれ、どこに住んでいても拠出型年金を受ける資格があり、EU圏外に居住する外国人は、滞在許可証の提出が必要となる。高齢最低保障年金については、フランスに居住していることが条件となる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦プログラム「多世代センター」の下で運営されている約540の多世代センターは、あらゆる年齢の人々が出会い、幅広い活動に従事する場所を提供している（ドイツ国民の高齢者を含めて対象とする取組）。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>居住・就労する外国人は、定年を迎えると年金を請求できるほか、企業年金制度や個人年金制度に加入することが可能。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢期の外国人はメディケアプログラム（高齢者および障害者向け公的医療保険制度であり、連邦政府が管轄している社会保障プログラム）とサブプリメント・セキュリティ・インカム（障害児、障害者、65歳以上の米国市民・国民に現金を支給するプログラム）を利用することができる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国外に居住している者でも、65歳以上であり、カナダ人またはカナダを出国する前日においてカナダに合法的に居住していた者、かつ、20年以上カナダに居住（18歳以降）していたことがある者には高齢年金を受ける権利がある。</li> </ul>                                |
| (4)共生社会の基盤整備に向けた取組 | 専門人材 | (本調査では確認できなかった)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>MBEとJMDの相談員は、連邦任意社会福祉連合の職員、嘱託職員であり、統合講習を受講する移民に対して、それぞれの個人支援プラン</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>入国の際にアドバイスを与える移民アドバイザーが存在する。彼らはOISCに属し、申請書類の記載から法廷での代理人など様々な業務を提供する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ニューヨーク市の公立学校では、英語学習支援が必要な生徒を対象としたプログラムを担当する教員は、通常の教員免許のみならず、ニューヨーク州の</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>Local Immigration Partnerships (LIP) と呼ばれる移民に対する定住・統合サービスがあり、LIPは移民とコミュニティを繋ぐ役割</li> </ul>   |

|             | フランス   | ドイツ  | 英国   | 米国   | カナダ  |
|-------------|--|--|--|--|--|
| 生活実態を把握する取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国勢調査：5年毎に実施。移民の人口や出生率等に関する事項を調査。出生地と国籍によるフランスに住む人口の内訳や、フランスに住む移民の出生国、移民の人口の変化等に関する基礎的な情報を公開。</li> <li>・ 軌道と起源 2 (TeO2) 調査：フランス国立統計経済研究所 (INSEE) と国立人口学研究所 (INED) が実施。テーマは住居、教育、言語能力、公共サービスへのアクセス、健康、社会関係、市民権、宗教など。フランスの大都市圏のすべての住民から集められた 26,500 人に質問し、移民、移民の子孫等が対象。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合バロメーター：「統合と移民に関する専門家会議」が 2年毎に実施。ドイツにおける帰属意識と帰属基準に関する調査であり、移民社会における統合風土を測定する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英国への入国、滞在延長、市民権取得、亡命申請、拘留・退去、就労・就学・家族滞在のための移民に関する四半期・年次統計が Gov.UK のウェブサイトに掲載されている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ESOL やバイリンガル教育の資格が要求される。</li> <li>・ ニューヨーク市の公立学校では、新しく転入する生徒の保護者に対し、家庭言語調査を実施しており、家庭において使用している言語について調査を実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ を果たしており、外国人支援を行う専門人材の集団となっている。</li> <li>・ 2020 年に、新型コロナウイルス感染症流行前と流行中のカナダにおける生活満足度を分析する調査がカナダ人、移民を対象に、カナダ統計局によって行われた。</li> </ul>                            |
| 啓発月間等       | (本調査では確認できなかった)  | (本調査では確認できなかった)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年 12 月 18 日は国際移民デーであり、社会における移民の役割、積極的な貢献、そして彼らが抱える課題について考える日である。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年 6 月、移民が米国内の地域社会にもたらした貢献を振り返り称えるために、移民ヘリテージ月間を開催。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IRCC が毎年 3 月を「不正行為防止月間」と定め、不正行為に対する認識や理解を高めることを目的としたキャンペーンを実施している。</li> <li>・ カナダでは、それぞれの文化や多様性を尊重し、理解を深めるための月間を設けている。例えば、5 月はアジアの文化を見直す月とされている。</li> </ul> |
| 白書等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府が毎年移民の統合に向けた施策の予算書を公表しており、各施策の概要が記載されている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民報告書：BAMF が毎年作成。出身国と受入れ国、国籍、州、性別と年齢、居住目的で分類された移民の動きを扱う。</li> <li>・ 移民と統合に関する報告書：BAMF が半期ごとに作成。「教育・労働移民のモニタリング」、「移動の自由のモニタリング」、「亡命申請者の社会</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Migrant journey：内務省が毎年公表。英国における移民受け入れ制度、移民流入の傾向や変化などが記載されている。全体の移民受け入れの傾向、就労、就学、家族、亡命、その他と大きく 6 つのカテゴリー別に、現在の英国における移民の実態を記載している。</li> </ul> | (本調査では確認できなかった)  | (本調査では確認できなかった)  |

|                                   | フランス   | ドイツ   | 英国   | 米国  | カナダ   |
|-----------------------------------|--|---|--|---|---|
|                                   |  | 構造の分析」、「ドイツにおける庇護手続におけるデータ管理」からなる。  |  |   |   |
| <b>3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察</b>      |  |   |  |   |   |
| <b>3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民がフランスの労働市場に与える影響を研究した文献は限られているが、それらから判断できることとしては、移民が労働市場に与える影響はほとんどないとの分析がある。</li> <li>・ 短・中期的には、難民と亡命希望者は高い社会的コストと低い雇用率で財政負担が多いものの、両集団の年齢構成、性別、家族構成、学歴の違いを踏まえ分析すると長期的には移民は非移民と同じくらい社会的利益を与えているとの分析がある。</li> <li>・ 新型コロナウイルス拡大に伴うビザ発行減少により、多くの企業が採用難を訴えているが、移民労働者に依存していた産業は現在労働力不足を報告している産業であり、移民と非移民の労働者は代替的な関係ではなく補完的な関係であり、移民が特定の分野や職業の労働力を補完していたとの分析がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドイツ人の失業率は移民よりも低く、外国人の受け入れが現地の労働者の雇用・失業水準に直接影響を与えないこと、外国人移民がいなければ、好景気に沸いている企業はさらに働き手を見つけるのが難しくなり、短期的には労働時間の延長や物的資本の増強で人手不足を補うことは容易ではなく、その結果ボトルネックは賃金上昇の圧力となったと指摘した報告がある。</li> <li>・ 外国人労働者は年間 220 億ユーロ、1 人当たり 3,300 ユーロ、財政面で寄与しているという調査がある。そして、近年の移民労働者は国内労働者よりも高学歴・高資格であり、彼らがいなければドイツ経済の回復力は低下し、景気低迷は長引いたであろうこと、高齢化が進むドイツの労働力を現状の水準で維持するためには、少なくとも年間 40 万人の労働者の流入が必要と試算している。</li> <li>・ EU からの移民がいなければ、GDP 成長率は低くなっていたとする調査がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 失業率は一般に循環するものであり、移民の流入が国全体の失業率に与える影響はほとんどないとしている分析がある。</li> <li>・ 外国人労働者の流入は低賃金労働者へは少しではあるが、悪影響を及ぼすとする研究がある。</li> <li>・ 低・中技術レベルのサービス産業において、移民の割合が上昇すると、その職業の平均賃金が減少することが分かったが、産業別に与える影響は非常に小さく、経済全体への影響はほとんどないとする研究がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国生まれの労働者は、経済にとって正味のプラス成長を返すと結論付ける報告書がある。今後 75 年間、移民の財政的影響は、連邦レベルでは純増であるが、移民の教育費を負担する州や地方では概してマイナスである。</li> <li>・ 移民の受入れは労働者の賃金や雇用に影響を与えたが、こうした悪影響は移民一世や米国生まれの高校中退者に限られ、移民二世は税金を多く納めることになり、財政・経済への貢献度が最も高かった、とされている。</li> <li>・ 移民は労働活動のコストを下げ、より多くの住宅需要を提供しているとしている。加えて、1 人当たりの特許取得数が増加したことから、イノベーションの増加との関連も示唆されている。</li> <li>・ 移民が低技能の米国生まれの国民の賃金に与える影響は比較的小さいとの研究がある。</li> <li>・ 移民は米国生まれの労働者の賃金を上げ、外国生まれの労働者の賃金を低下させるとする研究がある。</li> <li>・ 移民数の制限は米国生まれの労働者の賃金上昇にはつながらず、むしろ賃金はわずかに低下したとする報告がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2035 年までには 500 万人のカナダ人が定年退職を迎えると言われており、労働力不足の状況にあるが、外国人労働者はそれを補う役割を果たす。2021 年、新移民（カナダ滞在 10 年以下）は雇用労働力全体の 8% を占めている。</li> </ul> |
| <b>3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響</b> | <b>【教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国出身の生徒によって学校秩序が乱されるという懸念や、</li> </ul>  | <b>【教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供の学業成績は親の経歴と密接に関係しており、特に</li> </ul>   | <b>【教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 語学レベルでみると、英語を母国語としない生徒の教育の違</li> </ul>  | <b>【教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11 歳から 64 歳の人口に占める移民の割合が 1%ポイント</li> </ul>   | <b>【教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カナダの学生の 30%は、移民であるか、少なくとも片方の</li> </ul>  |

|                | フランス   | ドイツ   | 英国   | 米国  | カナダ   |
|----------------|--|---|--|---|---|
|                | <p>フランス語習得の欠如を理由とした学校での無作法な言動や暴力の高まりに対する非難が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一方で移民と非移民の教育格差を考える際には、居住地や学校のタイプ、雇用へのアクセス条件の相互依存的な繋がりが作用している事に留意する必要があるとの指摘がある。</li> </ul> <p>【社会保障】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活水準の格差により、移民の社会保障への拠出金は非移民に比べて低く、年金支給額の減少が他の社会給付の増加分を補っていることや、教育費は非移民に比べて低いことが示されている。</li> <li>移民が財政収支の規模や推移を決定づけたことはないが、移民の年齢構成がフランスの人口の平均よりも低いため、長期的に見ると社会保障財政にプラスの影響を与えているとの指摘がある。</li> </ul> <p>【治安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪率は移民の割合と正の有意な相関があることが示されている一方、移民の経済状況をコントロールすると、移民比率の影響は小さくなり、移民は他の人口に比べて「本質的に」犯罪を起こしやすいわけではないことが示唆されている。</li> </ul> | <p>移民とその子供は構造的な不平等の影響を受けているとする報告書がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移民経験者の教育レベルは、移民の背景のない人に比べて大きく遅れている。</li> </ul> | <p>成度は、7歳時点では英語を母国語とする生徒より若干低いですが、16歳時点ではこの差はなくなっている。</p> <p>【社会保障】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU離脱に伴い終了したEU間における移動の自由は、ソーシャルケア産業に影響を及ぼした。今までEEA諸国の人材に頼っていた低技術レベルのケアワーカーは新ポイント制度を利用しての移動が困難であり、人材不足に陥った。</li> </ul> <p>【治安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EEAからの移民流入はイングランドやウェールズにおける犯罪増加に関係はないとする報告がある。</li> </ul> | <p>増加すると、米国生まれの学生が12年間の学校教育を修了する確率は0.3%ポイント増加するとの研究がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園児から高校生までの10人に1人は英語に不自由があり、これらの英語学習者の言語ニーズに対応するために学校のリソースに負担をかける可能性がある。</li> <li>移民のいる学校に通っていない生徒は、移民の生徒が通う学校の生徒よりもPISAのテストのスコアが低い。</li> </ul> <p>【社会保障】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移民はメディケアに支払う税金として、メディケアに支払われるサービスで使用した金額よりも多く支払っているとする調査がある。</li> <li>非正規移民は公的給付を受けることがほとんどないため、社会保障制度を含む公的プログラムへの老齢年金の支払いに多大な費用をかけなければならない。</li> <li>移民全体で州税、地方税、連邦税に4924億ドルを負担していると推計されている。</li> </ul> <p>【治安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移民は米国生まれの市民に比べて暴力犯罪や財産犯罪を起こす可能性が低く、移民の多い地域の暴力犯罪や財産犯罪の発生率は移民の少ない地域と同様か低いことが圧倒的に多いとの研究がある。</li> <li>不法移民は永住外国人よりも犯罪傾向が高い可能性はあるものの、米国生まれの市民よりも犯罪を起こす傾向が低いことが示唆されている。</li> </ul> | <p>親が外国生まれである。このような様々な背景を持つ学生らは、他の学生を新しい文化やアイデアに触れさせる機会となり、間接的に経済や社会に大きな影響を与えている</p> <p>【社会保障】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者を含む労働者が支払う所得税は、退職したカナダ人の医療やその他の支援に充てられている。高齢化社会のニーズを支える上で外国人労働者は重要な役割を担っており、移民がいなければ、退職したカナダ人に現在と同じ社会保障を提供することは困難であり、若年層カナダ人は一人当たり、より多くの所得税を支払うことになる。</li> <li>他方、政府は、高齢の外国人への老齢年金の支払いに多大な費用をかけなければならない。</li> </ul> <p>【治安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カナダで凶悪犯罪を起こす外国人は、一般に公共の安全に対する大きな脅威と見なされている。</li> </ul> |
| 3.3 外国人受入れ及び受入 | ・ 低技能で多様性に欠け、地理的   | ・ ドイツの地元住民に対する  | ・ 意識調査によると、外国人の流   | ・ 世論調査によると、米国人の   | ・ カナダ人への意識調査では、   |

|                                    | フランス  | ドイツ   | 英国   | 米国   | カナダ  |
|------------------------------------|---|---|--|--|--|
| 環境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等               | <p>に集中した移民は、移民の数と特徴の両方について世論の認識の偏りを助長するとの分析がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フランスの移民に対する考え方は、約 60%が非 EU 移民に対して否定的な態度、EU 移民に対しては 20%強の否定的な態度である。</li> <li>意識調査によると、移民がフランスの発展に与える影響については、良い影響が約 27%、悪い影響が 25%、どちらでもないが 46%であった。</li> <li>意識調査によると、「フランスの移民はポジティブ又はネガティブな役割を果たしているか？」という質問に対し、「ネガティブ」が 58%であった。</li> <li>意識調査によると、66%が「一般的に移民は統合する努力をしない」と回答。</li> <li>国レベルの移民統合政策を評価している MIPEX では、56 点で総合 18 位。</li> </ul> | <p>調査では、3 人に 2 人が移民は高齢化社会のバランスを取るのに役立つと考え、半数以上が熟練労働者不足を補うこともできると回答。しかし 67%が「移民は福祉国家にさらなる負担をかける」、66%が「ドイツで生まれ育った人と移民の間に対立が生じることを心配する」と回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有権者に対する調査では、63%が移民は熟練労働者の不足を埋めるためのドイツの最良のチャンスだと答え、約半数が移民は経済的だけでなく文化的、社会的にも国を豊かにすると信じていると回答。一方、大多数は、高い技能を持つ外国人の入国を望んでおり、また、人気のない産業での雇用を希望する外国人の入国も望んでいる。</li> <li>国レベルの移民統合政策を評価している MIPEX では、58 点で総合 14 位。</li> </ul> | <p>入を抑制すべきと考える人の割合は 49%、移民の流入は国に良い影響をもたらしているとする回答は 45%となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意識調査によると、「EU 移行期間が 2020 年 12 月 31 日に終了したことを踏まえ、ブレグジットは成功だったと思うか否か」の問いに、うまくいかなかったと答えた英国国民は 54%だった。</li> <li>国レベルの移民統合政策を評価している MIPEX では、56 点で総合 18 位。</li> </ul>                 | <p>77%が移民は米国にとって良いことだと考えている一方、過半数が不法移民は大きな脅威であり、移民は同レベルに保たれるか、減少させるべきだと感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世論調査によると、有権者は一定の要件を満たせば不法移民に市民権を与える道を支持した。</li> <li>国レベルの移民統合政策を評価している MIPEX では、73 点で総合 6 位。</li> </ul>   | <p>「自国が多くの移民を受け入れすぎているか」の問いに対して、65%が反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国レベルの移民統合政策を評価している MIPEX では、80 点で総合 4 位。</li> </ul>   |
| 3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>フランス国内にいる不法移民のほとんどは、行政機関に知られておらず、一旦身元が確認されてもフランス領内から退去する義務があるにも関わらずほとんど退去しない。</li> <li>テロの予防措置の一つとして、乗客個人データの自動処理が定められ、EU 加盟国以外の国家を往来する交通手段の乗客の個人データの自動処理の実施権限を内務大臣に認めている。</li> <li>テロの未然防止(政治的な過激派、イスラム過激派などの監</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>2017 年上半年、2 万 4000 人近くが母国への帰還を命じられたが、強制送還が完了したのは約 1 万 1000 人にとどまった。約 1 万 2800 人の強制送還が失敗し、そのうち 1 万 1500 人は送還すべき日に登録された住所で「発見されなかった」人たちである。また、少なくとも 500 件では、強制送還者の積極的または消極的な抵抗により、強制送還の取組が断念された。</li> <li>外国人を含む労働や不法就労については、労働税務</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>18,400 人の外国籍犯罪者があり、そのうち 9,000 人が刑務所に収容されている。</li> <li>英国は、100 以上の送還協定を世界の国々と結んでいる。しかし、これらの協定の下で、実際に英国から退去させられた人は非常に少ない。</li> <li>英国居住者で公的な書類を持っておらず、一定の要件に該当する場合、英国での居住・就労を証明する書類を無料で申請することができる。</li> <li>不法滞在者に対して、NHS や銀行など公的サービスを含む</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>不法移民の数は 2018 年 1 月時点で 1,139 万人にのぼる。</li> <li>不法滞在者の強制送還は、その扶養家族、特に子供に対して、経済的な不安定さとともに、心的外傷後ストレス障害という形で影響を与える。</li> <li>2017 年の大統領令では、外国人によるテロリストや犯罪者の侵入を防ぐため、指定した国の国民の米国への入国を 90 日間停止する措置を講じた。</li> <li>合衆国法典の第 8 章は、テロリストと疑われる外国人を司法審問まで強制的に拘束するこ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2016 年 4 月から 2020 年 3 月の間に、カナダでは不法移民として約 32,000 人の移民被收容者を拘束している</li> <li>しかし、ほとんどの移民被收容者は、公共の安全の懸念とは無関係な理由で拘束されている。</li> <li>2021 年には一滞ビザ保持者の保護のため、雇用主に対して苦情を申し出た労働者に対する報復の禁止等の規制を発表した。</li> <li>米国同時多発テロを受け、2001 年に反テロリズム法を</li> </ul> |



|  | フランス   | ドイツ  | 英国   | 米国  | カナダ   |
|--|--|--|--|---|---|
|  | <p>視)、公の秩序維持(暴力的デモ首謀者、フーリガンの監視)、不法移民を手引きする組織の壊滅、実際に役立つ情報の収集を目的に、パリ警視庁では、情報局を設けている。</p> | <p>監督局(FKS)が担当している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BAMFの過激化に関する相談センターは、知り合いがイスラム教に過激化しているのではないかと心配している人が相談できる最初の窓口として、電話による問い合わせに対応している。</li> </ul> | <p>サービスの利用を妨げ、滞在を困難にすることで、自発的な帰国を促すことが意図されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国当局は、イスラム派によるテロを国家の安全保障に対する最大の脅威と分類しているが、「極右」テロの脅威も高まっていると認識している。</li> <li>・亡命希望者、不法入国で捕まった者、オーバーステイ者など、一部の外国人は、強制送還の可能性がある場合、移民センターや警察署に定期的に報告される。しかし、2020年9月末までの過去30年間に、英国に住む外国人37,302人が失踪している。</li> </ul> | <p>とを規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護下から解放された数千人の移民の子供たちと連絡が取れなくなっており、2022年1月から2022年5月にかけて、解放された移民の子供たちやそのスポンサーにかけた電話のおよそ3分の1は応答がなかった。</li> </ul> | <p>制定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダの国家法執行機関であるRoyal Canadian Mounted Policeは、情報機関や他の機関と連携し、カナダにおける国家安全保障関連の犯罪の脅威を捜査する。</li> <li>・カナダ地域社会参加・暴力防止センターは、人材や専門家との連携、地域社会への働きかけの動員・支援、研究の強化を通じて、暴力の過激化に対応している。</li> </ul> |

※各国・地域によりカテゴリーの区分に関する考え方が異なり、また定義等が明確ではない場合もあるため、あくまで目安としての比較表として作成した。

|                                      | オーストラリア   | 韓国  | 台湾  | シンガポール  |
|--------------------------------------|---|---|---|---|
| <b>1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る現在の法制度及び現況</b> |   |   |   |   |
| <b>1.1 受入れている外国人の現状</b>              |   |   |   |   |
| 総人口に占める割合                            | ・ 総人口に占める外国出生者の割合は 29%。   | ・ 総人口に占める外国人の割合は 3%。  | ・ 総人口に占める外国人（居留ビザ保有者）の割合は 3%。   | ・ 総人口に占める外国籍保持者（永住権保持者と、永住権のない「非居住者」の合計）の割合は 36%。   |
| 国籍・地域別の割合                            | ・ 外国出生者のうち 13%はイングランド出身。  | ・ 外国人（外国籍者）の 85%はアジア出身。   | ・ 外国人の 93%がインドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、マレーシアの出身。   | ・ 外国人の 45%がマレーシア人。  |
| 性別の割合                                | ・ 外国出生者の 51%が女性。  | ・ 外国人の 55%は男性。  | ・ 外国人の 51%が女性。  | ・ 外国人の 56%は女性。  |
| 年齢別の割合                               | ・ 外国出生者の 10%が 35-39 歳。  | ・ 移民（外国人と帰化した人の合計）の 29%が 30-39 歳。   | ・ 外国人の 99%が 15 歳以上。   | ・ 永住権保持者の 14%は 40-44 歳。   |
| 職種別の割合                               | ・ 15 歳以上の外国出生者の職業で最も多いのは専門職（22%）。   | ・ 移民の職種で最も多いのは機械・操作・組立（39%）。  | ・ 外国人の職種で最も多いのは非熟練労働者の製造業（54%）。   | ・ 「非居住者」の業種（但し家事労働者を除く）で最も多いのはサービス業（47%）。   |
| 在留資格等別の割合                            | ・ 2009 年以降に渡豪した渡豪時 15 歳以上の海外出身者（オーストラリア及びニュージーランド国籍を除く）で多いのは「学生」562.8 千人（30%）、「オーストラリア市民権取得者」321.5 千人（17%）、「技能・就労ビザ」315.3 千人（17%）、「一時滞在者」のうち「その他」（学生以外）285.7 千人（15%）、「家族ビザ」230.4 千人（12%）。 | ・ 在留資格別外国人数で多いのは「在外同胞」478,442 人（24%）、「非専門就業」217,729 人（11%）、「永住」168,118 人（9%）、「協定」8%、「結婚移民」134,285 人（7%）。                                | ・ 在留資格別外国人数は「居留外国人」747,585 人、「永久居留外国人」30,095 人（ただし台湾外在住者を含む）。   | ・ 「非居住者」の労働者の在留資格別人数は「ワークパーミット」943,400 人（72%）、「Sパス」169,200 人（13%）、「雇用パス」168,800 人（13%）、「その他」24,400 人（2%）。   |
| 賃金                                   | ・ フルタイム労働者の過当たり収入の中央値は、北西ヨーロッパ出身者が高くなっている。  | ・ 外国人の月額給与水準は 200 万～300 万ウォンが、帰化市民は 100 万ウォン～200 万ウォンがそれぞれ最も多い。韓国国民と比較して、高額所得者は少ない傾向にある。  | （本調査では確認できなかった）   | ・ インドやバングラデシュからの労働者の月収は 400～465SGD とされており、シンガポールにおける基本月給より低い。   |
| <b>1.2 関係法令</b>                      | <b>【主要な法令】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1958 年移民法</li> <li>・ 2007 年オーストラリア市民権法</li> <li>・ 1971 年移民教育法</li> </ul>  | <b>【主要な法令】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入国管理法</li> <li>・ 国籍法</li> <li>・ 在韓外国人処遇基本法</li> <li>・ 外国人労働者の雇用に関する</li> </ul> | <b>【主要な法令】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入出国及び移民法</li> <li>・ 人身売買防止法</li> <li>・ 就業服務法</li> <li>・ 高度専門人材の受入れに関する</li> </ul> | <b>【主要な法令】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民法（1959 年）</li> <li>・ 国家登記法（1965 年）</li> <li>・ 旅券法（2007 年）</li> <li>・ 雇用法（1968 年）</li> </ul> |

|                      | オーストラリア  | 韓国   | 台湾  | シンガポール   |
|----------------------|--|--|---|--|
|                      | ・ 2000 年留学生向け教育サービス法   | 法律   | る法律   | ・ 外国人労働者雇用法 (1990 年)   |
| 1.3 関係機関             | 【主要な機関】<br>・ 内務省移民・市民権局<br>・ 内務省移住エージェント登録局  | 【主要な機関】<br>・ 法務部<br>・ 雇用労働部<br>・ Migration Research and Training Center<br>・ 韓国雇用情報院<br>・ 韓国産業人力公団                                   | 【主要な機関】<br>・ 内政部 移民署 (NIA)<br>・ 外交部 領事事務局<br>・ 労働部 労働力発展署<br>・ 經濟部<br>・ 教育部   | 【主要な機関】<br>・ 内務省<br>・ 外務省<br>・ 労働省<br>・ 文化社会青年省<br>・ People's Association<br>・ 経済開発庁   |
| 1.4 受け入れる外国人のカテゴリー   |  |  |   |  |
| 主な就労者向けカテゴリー※        | 高度・熟練  | ・ 一時的就労 (短期滞在スペシャリスト)<br>・ グローバルタレントビザ   | ・ 第一類外国人  | ・ 雇用パス<br>・ エントレパス<br>・ 個人雇用パス   |
|                      | 中程度・半熟練  | ・ 雇用主推薦型ビザ<br>・ 技能独立ビザ<br>・ 一時的技能不足<br>・   | 第三類外国人  | ・ S パス<br>ワークパーミット   |
|                      | 低度・非熟練   | ・ 一時的就労 (国際関係)   | ・ 第二類外国人  |  |
| 高度・熟練カテゴリーで求められる主な基準 | ・ 職種、学位、語学、技能、職業経験等  | ・ 学位、職業経験等   | ・ 職種、学位、資格、職業経験等  | ・ 収入、学位、資格等  |
| 家族帯同の可否              | ・ 一時的就労 (国際関係) は、家族帯同は可  | ・ E-9 は、家族帯同は不可。   | ・ 第二類外国人は、家族帯同は不可。  | ・ ワークパーミットは、家族帯同は不可。   |
| 1.5 外国人受入れに係る基準等     | 【労働市場テスト】<br>・ いくつかのビザのサブクラスでは、技能移民職業リストに掲載された職業であることが申請要件になっている。<br>・ ビザの種類によっては、雇用主がその職務に適したオーストラリア人労働者を見つけることができないことを示さなければならない。労働市場テ | 【労働市場テスト】<br>・ 雇用許可制では、外国人を採用する企業は労働市場テストとして、一定期間 (通常は 14 日間又は 7 日間にわたって) の韓国国民の採用活動を行う。<br>【受入人数枠】<br>・ 毎年外国人の総雇用数や雇用産業、出身国の上限を含め、非 | 【労働市場テスト】<br>・ 第二類外国人に関しては労働市場テストが必要。<br>・ 雇用主は、地元の公共雇用サービス機関に求人登録。<br>・ 登録後、全国の雇用情報ネットワークで求人を宣伝し、最低 21 日間国内労働者を募集。 | 【労働市場テスト】<br>・ 雇用パスまたは S パスを申請する雇用主は、申請前に求人募集サイトに最低 14 日間、求人情報を掲載することが義務付けられている。<br>・ 雇用パスに関してはポイント制で審査され、人材不足が生じている職種についてはポイントを加算 (2023 年 9 月～) |

|  | オーストラリア   | 韓国  | 台湾  | シンガポール  |
|--|---|---|---|---|
|  | <p>ストには、一般的にオーストラリア国内でその職種の広告を出すことが含まれる。</p> <p><b>【受入人数枠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の受入れ定員が定められるとともに、ビザカテゴリー毎に定員が配分されている。</li> </ul> <p><b>【転職制限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労ビザの多くは、雇用主の変更には制限がなく、オーストラリア国民と同様に変更することができる。</li> </ul>   | <p>専門職の外国人労働者の受け入れ数を決めている。</p> <p><b>【転職制限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用許可制においては、正当な理由がある場合に限り、同一産業内で3回まで職場の移動が認められている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内新聞に同時に3日間連続して求人広告を掲載した場合、広告期間終了後最低14日間は国内労働者の募集を求める。</li> </ul> <p><b>【受入人数枠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業種により雇用率の上限が設定されている。</li> <li>第二类外国人を雇用する際、雇用主は就業安定費を支払う義務がある。</li> </ul> <p><b>【転職制限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の雇用主と特定の仕事に従事するために雇用された外国人労働者は、他の特定の仕事に従事することは禁止。第二类外国人は、原則転職できない。</li> </ul> | <p><b>【受入人数枠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業における全従業員に占めるSパス及びワークパーミット保持者の割合の上限が定められている。</li> <li>Sパス及びワークパーミット保持者を雇用する毎に雇用主が毎月外国人雇用税を支払わなければならない。</li> <li>マレーシア出身者以外のワークパーミット保持者を雇用するごとに雇用主は事前に5,000SGDを支払わなければならない。これは、移民労働者の雇用が終了すると返金され、雇用主にとって移民労働者が逃亡や不法滞在などしないよう管理責任を全うするインセンティブとなっている。</li> </ul> <p><b>【転職制限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製造業、建設業、造船業、プロセス産業におけるワークパーミット保持者は雇用主の同意なしに雇用主変更できない。</li> </ul> |
|  | <p><b>【永住権】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「技能地方永住ビザ（サブクラス191）」の場合の許可基準は以下の通り。</li> <li>指定された地域内に3年以上居住していること。</li> <li>ビザを所持している間、3年以上、特定の所得基準以上の課税所得があること。</li> </ul> <p><b>【帰化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰化の対象となるのは永住権保持者、60歳以上の人、親がオーストラリア市民である海外生まれの人等である。</li> <li>上記の対象者が帰化するための最も重要な一般的要件は以下の通り。</li> </ul> | <p><b>【永住権】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>永住の要件は以下の通り。</li> <li>大韓民国の法令を遵守するなど、慎み深い行動をする。</li> <li>自己又は生計を共にする家族の収入、財産等から生計を立てることができる</li> <li>韓国語の語学力、韓国の社会・文化への理解など、大韓民国に住み続けるために必要な基礎的な能力を有する。</li> </ul> <p><b>【永住資格を喪失する要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>永住権を取り消すことができる</li> <li>虚偽その他不正の手段に</li> </ul> | <p><b>【永住権】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>永住権の申請基準は以下の通り。</li> <li>5年間合法的かつ継続的に台湾に居住。</li> <li>戸籍を有する台湾地域に居住する国民の配偶者または子であり、かつ、10年以上合法的に居住。</li> <li>専門的な仕事に従事し、5年間合法的かつ継続的に居住している外国人専門家。</li> <li>3年間、合法的かつ継続的に居住している外国人特定専門家。</li> <li>2002年5月31日以前に</li> </ul>  | <p><b>【永住権】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>永住権申請には、以下のいずれかを満たしている必要がある。</li> <li>シンガポール国民またはシンガポール永住権保持者の配偶者</li> <li>シンガポール国民またはシンガポール永住権保持者との法的な婚姻関係の中で生まれた、または法的な養子となった21歳未満の未婚の子供</li> <li>シンガポール国民の年若い親</li> <li>雇用パスまたはSパス保持者</li> <li>シンガポールで勉強してい</li> </ul>  |

|  | オーストラリア   | 韓国  | 台湾  | シンガポール  |
|--|---|---|---|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>有効な永住許可証の所有者である。</li> <li>警察によるチェックを受けている。</li> <li>善良な人格者である。</li> <li>オーストラリアに過去4年間以上、継続して合法的に居住している（その4年間のうち少なくとも12か月は永住者である）。</li> <li>過去1年間にオーストラリアに90日以上滞在していない期間がない。</li> <li>市民権テストを受けて75%以上のスコアを獲得し、オーストラリアの価値観に関する5つの質問全てに正しく答えることで、知識要件を満たす。</li> <li>オーストラリアに長期滞在する意思があり、海外滞在中もオーストラリアと密接かつ継続的な関係を維持することを証明する。</li> </ul> <p><b>【永住資格を喪失する要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>永住ビザ取得者は、以下の理由により、ビザを失う可能性がある。</li> <li>法的規範に反する犯罪行為</li> <li>公共の利益を害する行為</li> <li>不正な手段での入国</li> <li>永住ビザ申請時に虚偽の情報を提供した場合</li> <li>永住ビザ申請時に虚偽の書類を提出した場合</li> <li>オーストラリア政府の規則に違反した場合</li> <li>経営する事業が、法律や企業倫理に反することに關与している場合</li> <li>ビザの条件に違反した場</li> </ul> | <p>より永住権を取得した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「刑法」及び「性暴力罪等の処罰に関する特例法」等の法律に定める犯罪が確認され、懲役又は2年以上の懲役の刑が確定したとき</li> <li>過去5年以内に、出入国管理法またはその他の法律に違反したとして懲役または懲役の刑を宣告され、確定した刑期の合計期間が3年以上である場合。</li> <li>大韓民国において一定額以上の投資資格を維持することを条件として永住権を取得している者等、大統領令で定める者が当該条件に違反したとき。</li> <li>国の安全、外交関係及び国民経済等において大韓民国の国益に反する行為をしたとき。</li> </ul> | <p>20年以上合法的に居住。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>永住には以下の条件を満たす必要がある。</li> <li>台湾に居住し、毎年平均183日以上滞在。</li> <li>18歳以上の人。</li> <li>性格良好。</li> <li>自分で生計を立てることを可能にする財産、スキルを持つ。</li> <li>台湾の利益に合致している。</li> <li>2022年に、移住労働者が少なくとも5年間で中級熟練人材として雇用されていると、永住権を申請可能という変更を行った。</li> </ul> <p><b>【帰化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰化の条件は以下の通り。</li> <li>少なくとも5年連続で毎年183日以上台湾に合法的に居住。</li> <li>台湾の法律と自国の法律に従って行動する能力を有する。</li> <li>警察通関証明書で証明された悪行や犯罪歴がない。</li> <li>自分自身を支え、安定した生活を送るのに十分な財産や専門的スキルを持っている。</li> <li>中国語に関する基本的な習熟度と、台湾住民としての権利義務に関する基本的な知識を有している。</li> </ul> <p><b>【永住資格を喪失する要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当するときは、永住許可が取り消される。</li> <li>申請のために虚偽または虚偽の情報を提出。</li> <li>違法に取得、偽造、または</li> </ul> | <p>る学生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人投資家</li> <li>永住権付与にあたり、申請者がシンガポールに貢献し、社会に溶け込む能力があるか、またシンガポール定住に対する決意を評価するために、家族のつながり、経済的貢献、資格、年齢、家族のプロフィール、居住期間などの要素が考慮される。</li> </ul> <p><b>【帰化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰化は、下記のいずれかを満たしている必要がある。</li> <li>永住権を2年以上取得している、21歳以上の者。</li> <li>2年以上永住権を保持しており、2年以上シンガポール国民と結婚していること。</li> <li>シンガポール国民との合法的な結婚の中で生まれた21歳以下の未婚の子供、またはシンガポール国民の合法的な養子。</li> <li>シンガポールで就学している永住権保持者、3年以上シンガポールに居住している（うち永住権保持者として1年以上）、国家試験に合格している、または統合プログラムに参加していること。</li> <li>永住権保持者で、かつシンガポール国民の高齢の親である。</li> </ul> <p><b>【永住資格を喪失する要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>永住権獲得者は永住権を獲得した際、再入国許可書（REP）が付与される。有効なREPを持たずにシンガポールを出国、海外に滞在した場合、永住権を喪失する。</li> </ul> |

|                                  | オーストラリア   | 韓国   | 台湾  | シンガポール  |
|----------------------------------|---|--|---|---|
|                                  | <p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 か月を超える懲役刑</li> <li>・ ビザの主申請者のビザが取り消された場合（主申請者の家族のビザが取り消される）</li> </ul>   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改変された文書を使用。</li> <li>・ 司法当局より1年以上の懲役刑を科された。ただし、過失により犯罪した者は免除される。</li> <li>・ 永住期間中、毎年183日間居住していない。NIAより許可を得ている場合は、免除される。</li> <li>・ 他の国の国籍を回復若しくは取得し、又は同時に国の国籍を取得。</li> <li>・ 台湾から強制送還された。</li> </ul>   |   |
| <b>2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策等</b>    |   |  |   |   |
| 2.1 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の基本方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オーストラリアの移民プログラムは、オーストラリアの経済、人口統計、労働市場のニーズを満たすために、技能移民に重点を置いて設計されている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法務部の移民・外交政策本部において、2018年～2022年の外国人の受入れ・共生のための「第三次基本計画」を策定している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家発展委員会は国内の人口動態や産業界の人材ニーズを把握し、移民・労働政策に関する最新の国際動向を参考にしながら、教育部、經濟部、労働部、華僑総会、関係省庁と連携し、外国人専門家、留学生、外国人技能労働者に対する受入戦略を策定している。</li> <li>・ 台湾の第18次中期計画「国家開発計画（110～113年）」における発展戦略の一つとして、経済発展新モデル2.0の実施が掲げられ、その具体的施策として「新世代の優秀人材の育成」が上がっている。その中で、「世界中の人材の受入と育成」が強調されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民を始めとする社会包摂と未来構築のための市民と官民の連携（People, Public, Private : 3P）のパートナーシップを促進することを目的として、2009年4月に国家統合評議会（NIC）が設立されている。</li> </ul>                           |
| 2.2 外国人受入れ及び受入環境整備に係る政策の検討・決定方法等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民に関する合同常任委員会は、移民・市民権・移民サービス・多文化問題担当大臣からの要請に対応し、2021年8月に最終報告書を発表、技能移民制度の合理化を勧告した。</li> <li>・ 税関・地域安全・多文化問題担当大臣補佐官が設立した移民アドバイス産業アドバイザー</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法務部において、移民政策諮問委員会を設けており、重要な移民政策の策定、立案及び実施に関する専門家の意見を募集し、反映させるために15名以内の委員の選定を行い、基本方針や長期・短期計画、政策課題等に関する議論の場を設けている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台湾の全体的な開発を促進するため、複数の省庁の大臣が参加する国家発展委員会（NDC）が設立されている。NDCは「高度専門人材の受入れに関する法律」を制定したほか、近年では中技能人材に対する定着のための方策も議論している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民受け入れに関する政策の決定は首相官邸で行われる。首相官邸内のNational Population Talent Divisionが他省庁と連携しながら政策の策定を担当している。政策や規制の策定に先立ち、国家統合評議会（NIC）によって関係行政機関の会議と有識者会議が開</li> </ul> |

|                 | オーストラリア  | 韓国  | 台湾   | シンガポール   |
|-----------------|--|---|--|--|
|                 | <p>ーグループは、移民アドバイス産業に関連する事項について、オーストラリア政府に専門的な助言を提供している。このグループには、産業界、学界、地域社会、政府部門から幅広い代表者が参加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能移住に関する閣僚諮問委員会は、産業界、労働組合、州・準州政府代表、および移民・市民権・移住サービス・多文化問題担当大臣が指名するその他のメンバーからなる三者構成組織である。</li> </ul> <p>【二国間協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タスマン海峡旅行協定に基づき、ニュージーランド国民は、原則オーストラリアで自由に滞在・就労することが可能。</li> <li>EU加盟国のうち12か国と二国間ビザ免除協定を締結。</li> </ul> <p>【大都市圏集中防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>州特定・地方圏移住制度の下で、特定の州や地方圏における雇用・居住（歴）を優遇または必須にした複数のビザが提供されている。</li> </ul> <p>【仲介・マッチング機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリアにおける州立の職業訓練専門学校であるTAFEは、講座の提供に加えて、受講生と企業のマッチング機能も果たしている。TAFEは地域の産業界や企業と幅広いパートナーシップを構築しており、受講生のキャリアに関する希望を踏まえて、希望する業界で事業を行っているパートナー企業と提携して、受講生に就業経験を提供している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人受け入れ政策に関する省庁間の委員会である外国人労働政策委員会では、作業部会において、従業員や雇用主、NGO、政府高官ら最大25名程度がメンバーとなっている。</li> <li>法務部において、新たな政策等に関する意見聴取の仕組みを設けている。例えば、2022年の6月には短期訪問ビザや電子ビザの発行の再開について、国民からの意見聴取を行っている。</li> </ul> <p>【二国間協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二国間協定を締結した国（16か国）の外国人を対象とする一般雇用許可制を設けている。韓国政府と送り出し国政府との間の二国間協定として、求職者の選抜要件・方法・期間と相互の権利義務等に関する覚書を交わし、送り出し国政府にも一定の責任があることを明確にしている。</li> </ul> <p>【大都市圏集中防止策】</p> <p>（本調査では確認できなかった）</p> <p>【仲介・マッチング機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用許可制においては、雇用労働部が外国人を受け入れる企業の雇用許可の審査や外国人の採用を求める企業のリストの管理、雇用許可証の発行、外国人とのマッチング、労働契約の締結を担当している。</li> </ul> | <p>【二国間協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム及びモンゴルとの間で、それぞれ協定を締結し、製造業と介護分野を中心に外国人労働者を受け入れている。</li> </ul> <p>【仲介・マッチング機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在仲介業者は労働部から許可証を得ないと、外国人非熟練労働者の仲介業務ができない。許可証の有効期間は2年で、更新する度に、労働部への申請が必要である。また、仲介業者が雇用主から徴収する紹介費やサービス費、労働者から徴収するサービス費の上限金額を規定されている。</li> <li>「直接雇用総合サービスセンター」を設立し、雇用主が仲介会社を通さずに、自ら外国人非熟練労働者を雇用するのを支援している。さらに、「外国人非熟練労働者協力者アプリケーション」も配信し、スマートフォンで、労働者雇用費用の見積もりや雇用進度の追跡、外国人非熟練労働者に関する法案の検索などを行えるようにしている。</li> </ul> | <p>かれる。</p> <p>【大都市圏集中防止策】</p> <p>（本調査では確認できなかった）</p> <p>【仲介・マッチング機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021年9月にリテンション・スキームが導入された。雇用が終了した労働者で、シンガポールでの就労継続を希望する者は、リテンション・スキームに登録される。シンガポール建設業協会は、労働者と追加人員を必要とする雇用主とのジョブマッチングを促進し、転職プロセスの仲介を行う。</li> </ul> |
| 2.3 政府内関係機関間の連携 | ・ 内務省移民計画・政策機構局  | ・ 外国人受け入れ政策に関する   | ・ 各省庁がそれぞれ行ってきた  | ・ NIC の後援のもとに結成され  |

|                | オーストラリア   | 韓国   | 台湾   | シンガポール   |
|----------------|---|--|--|--|
|                | <p>では、移民プログラム制度の規模と構成に関して、内閣に提言を行う役割を担っている。内閣は提言内容について、費用と収入の面から検討し、移民プログラムに関する予算が決定される。財政的な影響については、財務省が開発した財政影響モデルを用いて評価する。産業界における評価については、雇用・職場関係省が管轄している国家技能委員会が情報提供を行うほか、財務省が管轄している生産性委員会がミクロ経済政策等に関して助言を行う。上記に加え移民プログラムの規模に応じ、社会福祉省と連携し、移民に関する福祉制度・サービスに要するコストの算出を行い、移民プログラムに関する提言内容に反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内務省移民英語・言語サービス局が運営する成人移民英語教育プログラム (AMEP) と、雇用・職場関係省が運営する、就職や高度な教育への参加を目的とした教育・雇用のための技能プログラム (SEE) は、プログラム間での連携が行われている。</li> </ul> | <p>省庁間の委員会である外国人労働力政策委員会では、作業部会において、各省庁の高官等が集まり、非専門職の外国人の雇用主からの需要や、受け入れの上限数に関する検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用許可制の運用の役割分担について、雇用労働部は外国人を受け入れる企業の雇用許可の審査や外国人の採用を求め企業のリストの管理、雇用許可証の発行、外国人とのマッチング、労働契約の締結を担当している。産業人力公団では韓国入国前の人材プールの管理や認証、入国後の空港からのエスコートや入国後の研修の統括、送り出し国に設置している EPS センターの運営、入国後の外国人の生活・就労状況の調査、相談対応、通訳サービスの提供を行っている。雇用情報院は、韓国での就労希望がある外国人と、外国人を雇用したい韓国企業のマッチングに向けたシステムを設置・運用している。</li> </ul> | <p>海外人材誘致の窓口を一本化した、国が運営する海外人材誘致のポータルサイト「Contact TAIWAN」を設置。その役割は、オンライン・マッチング・プラットフォーム、個別相談窓口、採用活動の多角化（採用イベント等）の 3 点である。</p>  | <p>た National Integration Working Group for Workplaces (NIWG-W) は政府、産業界、労働組合のメンバーで構成される。包括的で調和のとれた職場を促進するため、OneWorkplace.sg というイニシアチブを実施。</p>  |
| 2.4 政府・他機関間の連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリアでは、移民関連政策について政府に情報提供を行う NGO が数多く存在している。これらの組織は各分野の事業者等の代表機関として機能しており、政府機関はこれらの組織に対して、関連施策の検討・運用に資する調査依頼や、情報提供の依頼を行っている。</li> <li>連邦政府と州政府の関係性に</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 次基本計画では、移民の地域社会への積極的な参加を促すための政策として、自治体のベストプラクティスを取集することや、地方自治体とネットワークを構築することが掲げられている。</li> <li>地方自治体で行う政策には、多文化家族支援法に基づき実施する多文化家族支援センターのように、補助金を活用し</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人非熟練労働者向けの「24 時間ホットライン」を多言語で提供している。中央政府が地方自治体に助成金を給付することにより、サービスの提供を行っている。</li> <li>人材仲介会社が雇用主及び外国人非熟練労働者から徴収できる手数料の料金項目と金額基準が定められている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>職業紹介所は民間事業者であり、事前にライセンスの取得が必要。</li> <li>労働省は、雇用する従業員が保持している資格が本物であり、認定された教育機関から授与されたものであることを保証する一定のガイドラインを発行している。これらは、バックグラウンド・スクリーニング会社という民間企業により検証</li> </ul> |



|  | オーストラリア  | 韓国   | 台湾   | シンガポール   |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  | <p>については、連邦政府が移民に対する包括的な支援プログラムを提供している一方で、州政府においても、州ごとのニーズに合わせた独自の移民支援プログラムやサービスを提供している。</p> | <p>て行う事業もある。暴力被害を受けた外国人女性を保護するために設置するシェルターも女性家族法で定められており、設置費用の一部について補助金を活用できる。</p>   |  | <p>される。</p>  |  |
| 2.5 外国人との共生のために講じている施策                           |  |  |  |  |  |
| (1)外国人に対して当該国の言語を教育する制度及び外国人が社会にスムーズに定着するための導入教育 | 導入教育   | <ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア文化オリエンテーションプログラム：オーストラリアへ入国する前の5歳以上の難民・特別人道主義プログラム入国者を対象に5日間の期間で提供される。オーストラリアの生活、法律、価値観などの内容を含む。内務省が資金を提供し、国際移住機関（IOM）が委託を受けて実施している。利用者負担は不明。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>法務部では留学生や、労働者、配偶者等を対象にして、入国後に早期適応プログラムを実施している。本プログラムでは、留学生生活を成功させるためのアドバイスや、キャリア開発、コンプライアンスの意識、人権侵害が発生した場合の救済措置、在留・永住許可制度や国籍取得、生活情報、法律、文化、関連する諸制度等に関する研修を無料で実施している。</li> <li>雇用許可制の送り出し国では、韓国での就労が決まった人に対して韓国の労働基準法や入国後のサポート、セクハラ予防、産業安全等に関するテーマで教育を実施しているほか、韓国入国後は各産業別にある団体が研修を行う。費用は全額受け入れ企業が負担する。</li> <li>女性家族部では、乳幼児、児童、青年、大学生、大人、公務員、兵士、警察、施設職員等を対象にした多文化理解に関するオンライン教育プログラムや訪問教育プログラムを実施している。利用者負担は不明。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>NIA は、さまざまなイベントや教材を通じて、新しい移民がコミュニティに適応するのを支援するために、地方自治体に資金を提供している。居住自治体における就労支援から永住申請に関する情報を含む1日オリエンテーションも月1回の頻度で開催している（入国後の受講）。利用者負担は不明。</li> <li>非熟練労働者として入国した場合、労働部より入国の空港で台湾の法律、生活の基本、相談先などを紹介する簡単なオリエンテーションを行うエリアを設けている（入国後の受講）。利用者負担は不明。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールで初めて就労するワークパーミット保持者は、<b>Settling-In Programme</b> という1日の導入オリエンテーションを入国後に受講する必要がある。プログラム内容は主にシンガポールにおける慣習・社会規範、法律、移民の持つ権利、海外送金、ヘルスケアなど、シンガポールへの理解を深めるとともに、移民労働者が持つ権利を認識・理解するためのコースとなっている。費用は雇用主が負担する。</li> <li>シンガポールで初めて外国人家事労働者として就労する場合は、<b>Settling-In Programme</b> を入国後に受講する必要がある。これは安全上の注意やシンガポールでの生活について教育を受けるオリエンテーション型プログラムである。受講費用は雇用主が負担する。</li> </ul> |
|  | 言語教育   | <ul style="list-style-type: none"> <li>AMEP: 成人移民又は難民・人道支援ビザにて入国した者を対象に、無料の英語教育機会</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業人力公団では、雇用許可制について協定を締結した16か国に対して、無料で韓国</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育部の資金によって、外国人は無料で成人基礎中国語コースを受講することができ</li> </ul>   | <p>（本調査では確認できなかった）</p>   |

|                           |      | オーストラリア  | 韓国  | 台湾   | シンガポール   |
|---------------------------|------|--|---|--|--|
|                           |      | を提供している。入国語に実施。授業では、英語能力のみならず、オーストラリアの文化、法律、教育システム、医療制度、交通システム等の情報を学習者に提供している。就職のための英語クラスと英会話クラスの2種類のクラスが提供されている。AMEPには通学授業、遠隔授業、ボランティア・チューターによる教室外の授業の3種類がある。   | 語の教材を配布している。  | る。入国後に実施。  |  |
| (2)外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制 | 情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス・オーストラリアは、ウェブサイト上において、オーストラリアで生活する移民、難民、難民申請者を対象としたページを設けている。英語を含む82の言語で情報提供が行われている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性家族部では、外国人向けのポータルサイト(ダヌリ)を立ちあげ、家庭内、性的暴力の救済や医療や法律、警察サービスに関する情報提供・相談サービス、同時通訳サービスを提供している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>台湾人雇用主、外国人非熟練労働者、民間就業仲介機関などを対象に外国籍労働者雇用業務や権益保護及び関連法律の理解を支援する目的で、労働部は「越境労働力権益保護カウンセリングサービス網」を設置している。</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>文化社会青年省は、外国人、永住権保持者、地元市民への情報発信のために、「Singapore Journey」と呼ばれるウェブサイトを提供している。</li> <li>シンガポールの概要から、外国人向けの就労方法、雇用の権利、職場の安全、労働条件、関連法規などの詳細なガイダンスに至るまで詳細に記載されたハンドブックがNICにより発行されている。</li> </ul> |
|                           | 相談体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリアにおいては、外国人が生活の中で直面する困難に対して、それぞれの問題に応じた相談窓口が設置されており、各相談窓口については「Beginning a Life in Australia」の中で紹介されている。こうした相談窓口に相談する際に英語でのコミュニケーションが難しい場合はTIS National(翻訳・通訳サービス)に電話し、オペレーターに希望する言語を伝えることで通訳者が手配される。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>法務部では、在留外国人が社会に適應できるようにカウンセリングや多言語での情報提供を行う移民相談センターを運営している。</li> <li>各地域に設置されている多文化家族支援センターでは、各国語の通訳・翻訳サービスや、法律に関する相談、就職のための研修、個人や夫婦でのカウンセリング、子育てのプログラム等を実施している。</li> <li>産業人力公団では、雇用許可制により入国した外国人や受け入れ企業に対する支援として、EPSサポーターズという通訳と翻訳を担当する制度を運用しており、外国人労働者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての外国人向け及び非熟練労働者向けの多言語対応のホットライン(電話相談窓口)が開設されている。</li> <li>国家発展委員会が設置した「台湾雇用ゴールドカード事務所」は、台湾で働く外国人専門家の採用と支援のための単一の連絡先として機能している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の査証や法に関する相談先として、シンガポール法学会のプロボノオフィスと民間団体のMigrant Workers' Centreは協働で「フリー・リーガル・クリニック」を提供している。</li> </ul>   |

|                          |      | オーストラリア   | 韓国  | 台湾  | シンガポール  |
|--------------------------|------|---|---|---|---|
|                          |      |   | と企業のコミュニケーションの支援を行っている。   |   |   |
| (3)ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 | 乳幼児期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>親がオーストラリアに住んでいる場合、永住ビザやオーストラリアとの相互医療協定に含まれる 11 か国の出身の一時滞在ビザを保有しているものは、メディケア（国民健康保険）のサービスを受けられる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての妊婦は、妊娠すると保健所で無料で出生前検査、出産準備のための教室等のサービスを受ける事ができる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>台湾で生まれた外国籍の新生児で、居住証明書類を受け取った人は、生まれた日から国民健康保険制度に登録しなければならない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>固定月収が 6,000SGD（606,000 円）以上の S パス保持者と月に 6,000SGD 以上月収のある EP 保持者は、シンガポールで子供を出産した際に、子供のための「配偶者パス」を申請することができる。</li> </ul>   |
|                          | 学齢期  | <ul style="list-style-type: none"> <li>移民等の就職支援を目的に実施されている SEE プログラムは、読み書き、数学等のスキル向上を目的としている。</li> <li>内務省移民・市民権局が実施しているユースハブは、社会的弱者の多い地域や移民の多い地域を対象として、学校、教育機関、社会福祉施設、企業グループ、政府などと連携して運営され、12 歳から 21 歳までの若い移民に対して地域に根ざしたサービスや支援プログラムを提供している。</li> <li>内務省移民・市民権局が実施している若者移行支援サービスは、15 歳から 25 歳までの若い難民・人道支援ビザ保持者と困窮状態にある移民の労働と教育への参加を支援している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中・高等学校において、移民や留学生など韓国語能力の低い生徒のために韓国語クラスを設置している。学校で韓国語の授業を行っていない場合は家庭教師のサポートを受ける事ができる。また、中退した外国人や、自分の特性に合わせて教育を受けたい外国人のための多文化オルタナティブスクールも全国で 5 つ運営されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>10%または 100 人以上の新しい移民の子供がいる学校は、「全国新移民トーチプロジェクト」のプログラムを活用し、下記の取組を実施することができる。①新しい移民の子供の家庭を訪問してカウンセリングを行う②親向け教育指導③多文化イベントの開催④学校内の教育方法の検討会⑤教師向け多文化研修⑥新しい移民の子供向け中国語追加支援⑦多文化教材の制作⑧学校独自で制作した多文化教材を用いた全国教材賞への申請⑨母国語研修。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校入学時に行われるスクリーニングを通じて、英語力が不足していると判断された生徒を対象に、小グループで、毎日 30 分の補修レッスンが実施されている。</li> </ul>  |
|                          | 青壮年期 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学生のメンターと外国人大学生を一对一でマッチングするメンタリング制度を設けている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国籍もしくは中国大陸籍の配偶者については、一般外国人と異なり、就業許可なしに台湾で働くことが可能であるので、その人たちのために、就業支援を行っている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>永住権保持者及び国民に対して職業能力訓練プログラム「SkillsFuture」が提供されている。</li> <li>雇用主は移民労働者、移民家事労働者、S パス保持者への医療保険に加入することが義務付けられている。</li> <li>外国人労働者雇用法の下、雇用主は、家事労働者を含め、雇用されている移民労働者が適切な住居に住むことを保証しなければならない。労働省は、住居に関するガイドラインを策定しており、雇用主は、ガイドラインに記載されている要件</li> </ul> |

|                    |             | オーストラリア  | 韓国  | 台湾   | シンガポール   |
|--------------------|-------------|--|---|--|--|
|                    | 高齢期         | <ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリアの年金制度には、スーパーアニュエーションと老齢年金がある。前者は主に確定拠出型の年金制度であり、一時滞在ビザ保有者がオーストラリアで働いている間にスーパーアニュエーションを獲得した場合、オーストラリア出国後に、獲得したスーパーアニュエーションを受け取る権利がある。後者は国内に10年以上居住し、年金請求時に国内に居住していることを要件に支給される。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の所得水準を満たす場合、韓国人と結婚し韓国に居住していること等を要件に国民生活保障給付金が支給される。また、韓国に居住する外国人は、国民と同様に国民年金の対象となる。つまり、職場で労働者として働く18歳から60歳までの外国人が年金の加入者となる。</li> <li>健康保険の保険料滞納の防止を目的に健康保険料を納めていない外国人に対してビザの延長を制限することに加え、滞納者には医療や介護費用の全額負担を求めている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>永住権のある外国人高齢者は、台湾人高齢者と同じ特権を有することができる（マツケイ・プロジェクト）。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>が満たされているか確認する必要がある。</li> <li>永住権保持者は積み立て年金制度 CPF への加入が義務付けられている。</li> </ul> |
| (4)共生社会の基盤整備に向けた取組 | 専門人材        | <ul style="list-style-type: none"> <li>AMEPの教師には学士号又はそれに相当するものが求められている。加えて、TESOL (Teaching English to Speakers of Other Languages) 修士号取得又はこれと同等の要件を満たすことも求められており、教育実習の要件も課されている。</li> <li>AMEPのボランティア・チューターには特段の資格は求められていないが、各 AMEP 提供機関が実施する15時間の研修を受講する必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>多文化社会専門家：自治体公務員研修や各地で実施される研修講師を務める。法務部が指定する養成課程を修了し実務経験のある者が講師として認定される。</li> <li>多文化理解教育専門講師：多文化家族支援センター等の職員に対する研修を担当。女性家族部が管轄し、国家生涯教育振興院で人材管理を行う。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人向けのオリエンテーションや地方政府の相談窓口などには、通訳者が配置されている。通訳者のほとんどは外国人が担当している。各機関は各自のニーズに応じて、外国人の通訳者を訓練している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者を支援する NGO が数多く存在する</li> </ul>   |
|                    | 生活実態を把握する取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア移民継続調査：2009年以降にオーストラリアに入学した、あるいは永住ビザや暫定ビザを取得した家族移民や技能移民の労働市場における成果を測定している。調査に参加する移民は、労働市場の状況の変化をとらえ、移民がどのようにオーストラリアの労働力に統合され</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業人力公団では、雇用許可制により入国してきた外国人に対して、韓国に入ってから3か月間、どれだけ韓国に馴染んでいるかのモニタリングを行っている。</li> <li>多文化受容性調査：3年に一度、女性家族部が実施。文化の開放性、国民性、固定観念と差別、同化への期待、拒絶・回避</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(本調査では確認できなかった)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の雇用状況を理解するため、2018年に労働省がワークパーミット、Sパス保持者を対象に調査を実施した。</li> </ul>         |

|                              | オーストラリア   | 韓国   | 台湾  | シンガポール  |
|------------------------------|---|--|---|---|
|                              | <p>たかを測定するために、定住から6か月後、18か月後、30か月後の段階で調査を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スキャンロン財団研究所は、多様化するオーストラリアの移民プログラムが社会に与える影響について理解を深めることを目的に、社会的結束、移民、人口問題についての社会調査である社会的結束に関する調査を実施している。</li> </ul> | <p>感情等についてアンケート調査が実施され、スコア化される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移民の在留資格と就労に関する調査：15歳以上の外国人2万人と帰化をした人5000人を対象に雇用や教育、住宅、生活環境、所得、消費等に関するアンケート調査。</li> <li>・ 法務部が韓国統計庁と連携をして、移民の生活環境と労働力に関する調査を実施。</li> </ul> |   |   |
| 啓発月間等                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クイーンズランド州政府は、毎年8月を Multicultural Queensland Month に設定している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年5月20日を国際デー、国際デーから1週間を「国際人間週間」と定めている。全国の自治体では国際デーのお祝いを開催するなど、移民の理解と意識を高める活動を積極的に推進している</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人の効果的な統合を推進するために、さまざまなキャンペーン、イベント、フォーラム、フェスティバルなどが、複数の政府および非政府機関によって組織されている。例えば、フィリピン人出稼ぎ労働者のために、毎年「フィリピン独立記念日・移民労働者記念日合同祝賀会」が催されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的統合の問題に取り組む短編映画が制作されている。</li> <li>・ 春節の時期の中国人のためのイベントや、文化的多様性を理解するためのウォーキング・ワークショップが開催されている。</li> </ul>  |
| 白書等                          | (本調査では確認できなかった)   | (本調査では確認できなかった)  | (本調査では確認できなかった)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NIC はシンガポールの社会統合に関する報告書を発表し、新たにシンガポールにやってきた人々が容易に地域社会に溶け込めるよう、主要機関や政策によって行われた取組をまとめている。</li> </ul>   |
| <b>3 外国人受入れ及び受入環境整備に係る考察</b> |   |  |   |   |
| 3.1 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う経済的影響   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人労働者を対象とした移民プログラムは、労働参加率と雇用を増加させる。これは移民の特徴がオーストラリア生まれの人々と異なるためである。</li> <li>・ 今後35年間は、移民が雇用の増加を牽引することになる。また、移民は働き盛りの年齢層に集中し、比較的高い教育</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用許可制の導入により、韓国の中小企業は必要な労働力を合法的に手当てすることが可能になったとする研究がある。</li> <li>・ 2016年における外国人労働者の経済効果は総額で74.1兆ウォン、2026年には162.2兆ウォンであり、外国人労働者の導入は、生産のみならず</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府は台湾への才能ある人の移住を奨励するため、2018年2月に外国人専門家を台湾に滞在、就労させるための高度専門人材の受入れに関する法律を施行した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人労働者の受入れがなければ毎年1.5%のGDP成長率が失われる可能性があるといわれている。また、外国からの投資や人材を呼び込むことができなければ、多国籍企業も含めて、経済の効率や活力は低下し、その結果、失業率も高くなる可能性が高いとされている。</li> <li>・ 2020年度の外国人労働者数は</li> </ul> |

|                            | オーストラリア  | 韓国   | 台湾  | シンガポール  |
|----------------------------|--|--|---|---|
|                            | <p>を受けているため、雇用率にプラスの影響を与えるとする報告がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術移民の増加が労働参加率と生産性向上に結びついていること、人種の多様性がイノベーションに貢献していること、移民による人口増加が消費の拡大に寄与し、さらなる雇用を生むという好循環が生まれていることを指摘する報告がある。</li> <li>オーストラリアの移民政策は、長期的な人口増加政策であり、参加、生産性、人口を高めることにより経済成長を実現してきたとされる。</li> </ul>  | <p>消費も増加させ、GDPに寄与するとする研究がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の受け入れにより、必要な生産年齢人口が維持できる場合には、2060年の潜在成長率は2.1%となり、現状の予測値より高くなるとする報告がある。</li> <li>移民の流入が雇用の総量を減らすエビデンスはないとする一方、単純労働業務については、若干の減少傾向が見られるとし、移民の流入が国内雇用の全体的な習熟度の向上に向けて効果を上げていることを示唆する研究がある。</li> </ul>  |   | <p>流入よりも流出が上回ったことを受け、労働省は、外国人労働者をシンガポールに呼び戻す必要があると主張している</p>  |
| 3.2 外国人受入れ及び受入環境整備に伴う社会的影響 | <p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移民はオーストラリア生まれの人々よりも高いレベルの教育を受けているとする報告がある。</li> </ul> <p>【社会保障】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障制度に与える外国人の影響は、その年齢層によって大きく異なるとする報告がある。技能を持つ若い移民は税収に大きく貢献する一方で、給付金や政府支出への影響は少ない。一方、親ビザの取得者は病気や障害を持つ可能性が高く、雇用機会も少ないため、オーストラリアの医療、高齢者介護、社会保障制度にかなりの負担をかけている。</li> </ul> <p>【治安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移民人口の増加は、近隣の暴力犯罪の増加にはつながらないとする報告がある。ただし、言語的、宗教的に多様な地域は、暴力犯罪の発生率が高い。</li> </ul> | <p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>韓国国民の子供と外国人の子供の間には教育格差があり、家庭の経済格差が原因で外国人の子供の方が教育水準が低い。また、移民が多く居住する地域では子供の学力が低い傾向にあることや、小学校の教師が文化の違いから、移民の生徒のための指導が困難であることを示した研究もある。</li> </ul> <p>【治安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移民の増加に伴い、犯罪数も増加する傾向にあり、移民の犯罪への懸念や移民が密集する地域の治安不安への対応に関する国民からの要請の声があがっている。移民の犯罪の減少策として、言語と文化教育を強化する必要性が示されている。</li> </ul> | <p>【治安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021年には移民労働者が関与する刑事事件が3,608件あり、このうち公共の危険を伴う犯罪は32.1%、次いで薬物犯罪が20.1%、窃盗が10.3%、詐欺が9.9%と続いた。</li> </ul> | <p>【社会保障】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人家事労働者はシンガポールにおける女性の社会進出を後押ししてきた。加えて、近年では高齢者介護の重要な担い手となっている。</li> </ul> <p>【治安】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワークパーミット保持者の人数当たり検挙率はシンガポール国民よりも少ない。</li> <li>女性家事労働者に対する雇い主からの暴力を受ける傾向にあるが、被害者が保護や支援を求める先がないことが問題となっている。</li> <li>外国人家事労働者に対する職業紹介所(EA)による搾取や顧客ニーズとのミスマッチなどが社会的に問題視されている。</li> </ul> |
| 3.3 外国人受入れ及び受入環            | <ul style="list-style-type: none"> <li>世論調査によると、オースト</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>5000人の成人と5000人の未</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>世論調査によると、台湾人は</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>意識調査によると、シンガポー</li> </ul>  |

|                                    | オーストラリア  | 韓国  | 台湾  | シンガポール   |
|------------------------------------|--|---|---|--|
| 境整備に対する国民感情、世論、ニーズ等                | <p>ラリア人の半数近くが移民を減らすべきだと考えているが、熟練労働者や難民など最大の移民集団に対しては、否定的な意見よりも肯定的な意見が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世論調査によると、移民の流入数が「ほぼ正しい」、「少なすぎる」と答えた国民は 64%、流入数が「多すぎる」と回答した国民は 34%であった。また、国民の約 84%が「多文化主義がオーストラリアにとって良いことである」という見解に同意している。</li> <li>国レベルの移民統合政策を評価している MIPEX では、65 点で総合 9 位。</li> </ul>                             | <p>成年者を対象にした調査によると、外国人の受け入れに対する受容度は過去最も高い水準にあることが示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意識調査によると、国民の 44.4%が多文化な国家を好むと回答。57.1%の国民が異なる人種、宗教、文化からの外国人を受け入れることには限界があると考えており、48.9%が国内の移民の数が増えるにつれて犯罪率が上昇すると回答。</li> <li>出身国や移民の経済力等により、回答は変わる可能性があり、文化的に類似した、又は経済的に発展した国からの移民に対する受容度は高いとする報告もある。</li> <li>国レベルの移民統合政策を評価している MIPEX では、56 点で総合 18 位。</li> </ul> | <p>外国人の熟練労働者に好意的だが、東南アジアの外国人労働者には否定的である。台湾が東南アジア諸国からの外国人労働者を奨励すべきであることに同意したのは回答者のわずか 8.4%だった。</p>   | <p>ル国民の 53%は移民労働者が国の文化や伝統を脅かしており、52%は移民労働者が国内の犯罪数増加に繋がると回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同調査によると、回答者数の 50%以上が移民流入によって犯罪率が上昇したと考え、37%は移民が多くの犯罪を起していると考えている。</li> <li>シンガポール国民・永住権保持者を対象にした調査によると、「移民は新しい考えや文化をもたらし、シンガポール社会のダイバーシティを強化する」という問いに対して、73.1%が賛成と回答。移民労働者がシンガポール国民の仕事を奪うことにどの程度同意するかという質問に対しては、75.4%が同意すると回答。</li> </ul> |
| 3.4 その他外国人受入れ及び受入環境整備に伴う諸問題及びその対応策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>内務省は不法な非市民を入国管理局へ拘留する、オーストラリアから退去させる、退去費用を請求する等の措置を講ずることができる。2020 年 6 月 30 日時点において、オーストラリアに滞在する不法な非市民の数は、7 万人と推定されている。</li> <li>テロ対策調整センターが、豪州のテロ防止・対策に関するあらゆる取組を統括している。</li> <li>クライム・ストッパーズは、国内の犯罪報告ツールであり、犯罪解決や犯罪防止において警察機関を支援するため、地域社会から提供された情報を収集している。</li> <li>2012 年以降、オーストラリ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2021 年時点で約 40 万人の不法滞在者がおり、韓国に滞在する外国人の約 20%が不法滞在者である。</li> <li>法務部は不法滞在の削減を目指して警察庁と連携を行い、外国人密集地域と特別取締地域を指定し、当該地域内の不法行為発生環境の持続的な把握やパトロール等の取組を行っている。また、自発的に出国する不法滞在者の反則金の免除や入国禁止期間の短縮等を行い再入国の機会を付与する「不法滞在外国人特別出国制度」も設けている。</li> <li>雇用許可制では一部の国（現在はベトナムのみ）において、送り出し機関で保証金をとり、帰国後に外国人に返金す</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>台湾では外国人労働者の逃亡が課題になっている。例えば、ベトナムからの労働者は逃亡率が高かったため、ベトナム政府は、帰国した労働者が「行方不明者」であった場合、罰金と一定期間の再出国就業禁止の罰則を課すこと、台湾・ベトナム間で行方不明者に関する情報交換をすること、といった対応策がとられている。</li> <li>外国人非熟練労働者は当初予定していた雇用期間が終了した後、不法滞在者へと移行するケースが多い。行方不明になる理由として、「他の外国人非熟練労働者からのそそのかし」が最も高い。</li> <li>不法移民の強制送還に関しては、特に収容中の逃亡が問題</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールでは、不法入国者とオーバーステイを含む移民法に反する者を移民法違反者と呼ぶ。2021 年の不法入国者は 56 人、オーバーステイは 299 人であった。予防措置として、入国管理局は国境管理を徹底し、内務省と協働し、内陸部での取り締まり強化をするなどの取組を行っている。</li> <li>マレーシア出身者以外の WP 保持者を雇用するごとに雇用主は保証金の支払いが義務付けられている。これは、移民労働者の雇用が終了し出身国に帰国すると雇用主に返金され、雇用主にとって移民労働者が逃亡や不法滞在などしないよう管理責任を全うするインセンティブとなっている。</li> </ul>     |

|  | オーストラリア  | 韓国   | 台湾   | シンガポール  |
|--|--|--|--|---|
|  | <p>アからシリア又はイラクの紛争地域に約 230 人が渡航している。これらの人物の将来的な帰国が国家安全保障上の懸案となっていた。連邦政府はそうした懸案に対し、例えば 2019 年対テロリズム（暫定入国拒否命令と帰国許可の 2 つの権限を内務大臣に付与している。</p> | <p>る仕組みを作っている。不法滞在の防止のために、帰国後の就労支援も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2016 年に初のテロ対策関連法が制定された。同年、設置された国家テロ対策センターは全ての行政機関を統括・調整するために設置された関係機関の公務員で構成される。</li> </ul> | <p>になっている。拘置所に関する視察調査では、非行少年の扱い、捜査の秘密、被収容者の移送時の安全、人権を侵害しない監視カメラの使用、トランスジェンダーの被収容者の扱い、成人と少年の分離、緊急通報システムなどの問題が指摘されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人が国家の安全保障に脅威を与えると判断された場合、大統領の同意を得て、内務省は令状なしに逮捕・拘留を命じることができ、無期限に拘束命令を更新することが可能である。</li> <li>シンガポールのイスラム学者や教師で構成されるボランティア組織「宗教リハビリテーショングループ」は、宗教的概念や過激化の指標について話し合う上映会や外国人家事使用人との対話会などの地域イベントを開催している。</li> </ul> |

※各国・地域によりカテゴリーの区分に関する考え方が異なり、また定義等が明確ではない場合もあるため、あくまで目安としての比較表として作成した。